

整理番号

D-2-3 540

標 題 名

作物病虫害駆除予防法

著 者 名

発行者名

長野県立農事試験場

発 行 年

大正 5 年（1916 年）

製作年月

2025 年 7 月

寄贈圖書
市川久雄氏



作物病蟲害驅除豫防法

長野縣立農事試驗場



緒言

病蟲害ノ驅除豫防ハ耕耘施肥等ト共ニ農業上重要ナル事項ノ一ニシテ一日モ忽諸ニ附スヘカラサルコトハ近時漸ク周知セラレシト雖其ノ方法等ニ至リテハ尙遺憾トスル所少カラス茲ニ縣下ノ主ナル病害蟲ノ經過、習性及其驅除豫防法、驅除豫防劑ノ製法並ニ使用法ノ概要ヲ登載シ以テ當業者ノ適用ヲ誤ラサラシメンコトヲ期ス

大正五年三月

長野縣立農事試驗場

害蟲の驅除法

目次

二化螟虫	大螟虫	稻螟蛉	稻苞虫	稻泥負虫	蓀黑横這	電光横這	大蚊	稻椿象
------	-----	-----	-----	------	------	------	----	-----

蚥虫	偽瓢虫	蔬菜螟蛉	瓜守	さるはむし	夜盗虫	粟螟虫	蠼蛄	叩頭虫	稻龙虫	稻象虫	根喰葉虫	蟲螽
----	-----	------	----	-------	-----	-----	----	-----	-----	-----	------	----

一六頁	一五頁	一四頁	一三頁	一三頁	一二頁	一一頁	一一頁	一〇頁	一〇頁	九頁	八頁	八頁
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----

種蠅	桑介殼虫	紐綿介殼虫	桑天牛	虎天牛	姬象鼻虫	桑金蛄蜥	桑すきむし	桑枝尺蠖虫	桑葉虫	姫葉虫	かさはら葉虫	桑葉捲虫
----	------	-------	-----	-----	------	------	-------	-------	-----	-----	--------	------

一六頁	一七頁	一七頁	一八頁	一九頁	一九頁	二〇頁	二一頁	二一頁	二二頁	二二頁	二三頁	二三頁
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

桑じらみ	二四頁
苹果綿蟲	二四頁
苹果葉虱	二五頁
苹果葉虫	二五頁
簍虫	二六頁
葡萄すかしば	二六頁
角蠟虫	二七頁
龜の甲蠟虫	二七頁
さんばせゝ介殺虫	二八頁
丸介殼虫	二九頁
星天牛	二九頁
瑠璃天牛	三〇頁
桃象鼻虫	三一頁
軍配虫	三一頁
刺虫	三二頁

野鼠	ゆりみづ	葉潜壁虫	豌豆象虫	麥蛾	穀象虫	一点穀蛾	松蛄蠹	梅蛄蠹	星蛄蠹	金龜子類	木葉蛾類	梨心喰虫	桃心喰虫
----	------	------	------	----	-----	------	-----	-----	-----	------	------	------	------

三二頁
三三頁
三四頁
三四頁
三五頁
三六頁
三七頁
三七頁
三八頁
三九頁
三九頁
四〇頁
四一頁
四一頁

病害の豫防法

稻熱病	四二頁
胡麻葉枯病	四三頁
紋枯病	四三頁
白葉枯病	四四頁
萎縮病	四四頁
大麥及裸麥裸黑穗病	四五頁
大麥及裸麥堅黑穗病	四五頁
小麥黑穗病	四六頁
腥黑穗病	四六頁
小麥稈黑穗病	四七頁
麥葉澁病	四八頁

麥斑葉病	麥立枯病	麥赤澁病	粟白髮病	瓜露菌病	葱赤澁病	根瘤病	油菜菌核病	茄子立枯病	茄子青枯病	白絹病	白斑病	蠶豆の褐紋病
四八頁	四九頁	四九頁	五〇頁	五〇頁	五一頁	五一頁	五二頁	五二頁	五三頁	五四頁	五四頁	五五頁

萊菔及甘藍腐敗病	五五頁
紫紋羽病	五六頁
白紋羽病	五六頁
桑赤澁病	五七頁
桑膏藥病	五七頁
黑星病	五八頁
赤星病	五八頁
縮葉病	五九頁
葡萄炭疽病	五九頁
桃炭疽病	六〇頁
煤病	六一頁
苹果うどんこ病	六一頁
全癌腫病	六二頁

驅蟲劑の製法

全細菌病
全胴枯病
全黑星病
全腐爛病
全もりにあ病
全炭疽病
柿黒斑病
杉赤枯病

一、石油乳劑
二、除虫菊粉加用石油乳劑
三、除虫菊浸出液

六二頁
六二頁
六三頁
六三頁
六四頁
六四頁
六五頁
六五頁

六九頁
七二頁
七三頁

四、菜種油合劑

七五頁

五、木灰除虫菊合劑

七六頁

六、亞砒酸劑

七七頁

七、除虫菊粉石鹼合劑

七七頁

八、普通石灰硫黃合劑

七八頁

九、濃厚石灰硫黃合劑

七九頁

一〇、鯨油殺虫合劑

八六頁

一一、松脂合劑

八八頁

一二、野鼠室扶斯菌

九〇頁

殺菌劑の製法

一、石灰ボルドー液

九五頁

二、曹達ボルドー液

一〇〇頁

三、炭酸銅アンモニヤ液

一〇二頁

四、砂糖ボルドー液

一〇四頁

五、フォルマリン液

一〇六頁

六、石灰乳

一〇七頁

七、冷水溫湯浸法

一〇七頁

瓦斯燻蒸法

一、青酸瓦斯

一一一頁

二、二硫化炭素

一一三頁

驅除豫防用噴霧器種類及價格

一二五頁

驅除豫防劑用藥品及價格

一二六頁

附錄

一、害虫驅除豫防法

(明治二十九年三月)
(明治三十五年二月)
(法律第十七號)
(法律第九號改正)

一頁

一、害虫驅除豫防取扱手續(明治二十九年三月農商務省訓令第六號)

三頁

一、害虫豫防驅除ニ關スル法令(明治三十五年長野縣令第四十七號)

六頁

一、害虫驅除豫防法(明治三十五年十月長野縣訓令第八十二號)

九頁

狩獵法施行規則拔粹(明治四十一年九月二十四日改正)

一四頁

狩獵法施行規則改正(明治四十五年五月四日)

一五頁

害蟲の驅除法

害蟲名

二化螟

蟲

(方言)

ずいむし
しんむし
めいちゅう
からむし
さしむし
すむし

被害
植物害

稻

經過習性概略

年二回の發生をなし第一回は五月中旬より六月初中旬にかけ主として苗の葉先に第二回は八月中旬葉部及葉鞘に産卵し十日内外にて孵化幼蟲となり第一回は葉鞘内第二回は莖中に喰入加害す冬季は幼蟲態にて稻株及藁稈中に潜伏越年す

防除法大要

- 一、苗代採卵(投卵器利用
黒卵子蜂保護)
- 一、苗代捕蛾(大形捕蟲網使用)
- 一、葉枯心枯拔取處分
- 一、葉枯發生時の浸水驅除
- 一、白穗拔取處分
- 一、簇及積藁の處分
- 一、稻刈の際低刈
- 一、不用藁堆肥製造遠隔の水田は屋外土狹土圍堆肥の法によると

害虫名

大螟蟲

(方言)
むぎずいむし被害
植物害

稻

稗

麥

玉蜀

季

稻

経過習性概略

年三回の發生を營むものにして加害状態は二化螟蟲と殆んど同様なるも被害莖喰入孔は稍大なるを以て區別し得被害程度は出穂期に於けるもの最も劇甚を極む冬期は幼蟲態にて根株或は莖莖中に潜伏越年し春季麥を害す近來北信地方に發生多き傾向を示せり

稻螟蛉
一名
稻青尺蠖蟲
(方言)
あなむし

防除法大要

一、被害甚して地は稻株切斷被害莖拔取に努むるを可とす

二、苗代にありては捕蟲網捕殺
又は石鹼除蟲菊合劑撒布の事
一、本田にありては反當り米糠

いれしやく
さり

稻苞蟲

(方言)

つとむし
からげむし
こうじく
ちまきむし

稻

ることあり尙移植後及第二回發生の
ものも多少の加害は免れざるも苗代
田に於ける如く甚しからず冬期は蛹
態にて葉鞘捲葉中等に潜伏越冬す

年二回の發生をなすものにして第一
回の成蟲は六月中旬第二回は八月下
旬頃現はれ加害は第一回幼蟲期に於
て甚しく常に稻葉二三葉を綴り合せ

一斗を撒布し箒様のものにて拂
ひ落して殺すべし

一、苗取の際水面に稻葉の三角
形に折り曲げられたるものゝ
浮上せるは其中に化蛹せるも
の存する故注意して捕殺すべ
し

一、成蟲は捕蟲網を以て捕殺す
べし

一、稻葉の綴り合せ中にある幼
蟲を外部より壓殺し又適宜の

害蟲名

植被
物害

經 過 習 性 概 畧

防 除 法 大 要

稻泥負
蟲

稻

(方言)
ごろむし
べろむし

其中にありて葉部を食す當時恰も出穂期なるを以て出穂を妨ぐあと少からざるものなり第二回成蟲は多く筈等に産卵し之より出てたる幼蟲は二三齡に達して捲葉中に潜伏越年す

年一回の發生にして越年したる成蟲五月下旬頃より苗代に來り苗及本田の稻に産卵す

卵は孵化して泥蟲となり稻葉に白斑を生ぜしめ甚しきは枯損す七、八月葉上に白き粗繭を結び蛹化し羽化したる成蟲は其儘越年す

捕蟲器を以て其葉を梳き取り幼蟲を捕殺すべし

一、産卵期に稻に除蟲菊加用ボルドウ液を撒布せば之が産卵を忌避すべし

一、苗代に於ける成蟲は捕蟲網を以て捕殺すべし

一、本田に於ける幼蟲は掬集器を以て捕殺すべし

稜黑横

這

(方言)
うまんか
つまぐろ
あきむし
ふぬかむし

電光横
這

稻

稻

年三回の發生を營むものにして成蟲幼蟲共に稻の養液を吸收加害す甚しきにありては稻の發育を著しく害し遂に枯凋するとあり殊に稻作前半期に於て其害大なるの傾きあり成蟲は全体黃綠色にして雌は体長一分六厘雄は一分四厘内外あり而して雄は前翅の尖端黑色を帶ぶ卵は莖葉組織内に産付するものにして冬期は幼蟲態にて雜草殊に紫雲英中に潜伏越年す經過習性及加害狀態共に稜黑横這に酷似せるも成蟲は体色灰褐色を呈し

一、苗代期中は不絶大形捕蟲網捕蟲網使用捕殺すべし

一、苗代跡仕舞及本田にては注油驅除を行ふべし

一、注油驅除の際本田の灌水は其深さを一寸内外とあし反當り石油は二升除蟲菊浸出石油は一升乃至一升五合を用ふ可しマシン油一升を用ふるも効ありと云ふ

一、陸苗代にありては石鹼除蟲菊合劑を撒布すべし

一、前法に準ず

害蟲名

(方言)
いあづ
うん
全
上かま

植被
物害

經 過 習 性 概 略

前翅は淡灰色半透明にして褐色の太
き電光狀線を有する特徴あり雌は体
長一分五厘雄は一分三厘内外あり

防
除
法
大
要

大蚊稻、麥

(方言)
きりうじか
いんぼ
きりうじ

稻椿象

(方言)
かめむし
かめむじ

稻

年二回の發生をなし成蟲は四月上旬頃より現はれ濕潤なる土地を撰びて土中に産卵す卵は間もなく孵化して泥色を帯べる幼蟲となり苗代に現はるものは稚苗の根部を甚しく食害す爲に稚苗は水面に浮上するに至る

年一回の發生をなすものにして成蟲は七八月頃稻田に現はれ莖葉及出穂當時の粃等の養液を吸収し大害をなす多く出間部に其害を見る卵は八月上旬頃稻の葉鞘部に産付し間もなく

一、被害苗代は一旦排水し後除蟲菊粉坪五勺の割にて撒布し幼蟲の這出たるを見計ひ生石灰を撒布し一晝夜間其儘放置するを可とす

一、苗五寸内外に伸張せば水五六分となしインセクトールを反當二升内外注入一夜放置すべし

一、成蟲は早朝又は雨天曇天等にありては飛翔し能はざるものなれば其期を逸せず捕殺に努むべし

害蟲名	蟲名	(方言) いなこ	根喰葉 蟲
被害 植物	稻、菅、 蘭草		稻
經過 習性 概略	年一回の發生をなすものにして幼蟲は六月頃より苗代に現はれ稚苗を甚しく食害し時とゑては苗代の全部綠葉を認めざるに至る而して苗の移植と共に本田に蔓延し九月下旬に於て羽化成蟲となり十月上旬頃畦畔等の土中に産卵し其儘卵態にて越年す		
防除 法 大要	一、苗代期中は屢々捕蟲網を以て捕殺すべし 一、春期田地に水を入れ耕鋤するときは卵塊は浮上するものなれば之を集めて潰殺するを可とす又冬期より翌春孵化前に亘り畦畔の雜草を土と共に削り取り堆肥原料とあすべし之れ卵塊の殺滅を計る一法とす 一、代掻の際水面に浮ぶ卵塊を捕集燒殺すべし 一、卵は水草(特にビルモ)に産卵するものなれば七月の除		

(方言)
れくひはむ
しあづきむし
れむし

稻象蟲

(方言)
いれぞうむ
し

稻

飛翔し水草殊に(ビルモ)の葉裏に産卵す卵は間もなく孵化して幼蟲となり土中に入り其儘越年し翌六七月頃に至り稻を移植するや直に根際に集まり鬚根を食害し稻の發育を妨ぐ被害甚しきものは稻葉全面黄變し容易に其害を認むるを得多く排水不良なる土地に發生す七月下旬頃に至れば根部に化蛹し恰も小豆の附着せるが如き觀あり

年一回の發生經過を營むものにして成蟲は灰褐色を爲せる一種の象形蟲なり苗代に多く現はれ稚苗を食害し噛み切られたる苗葉は水面に浮上す

草を頻繁にし其の草は必ず畦畔に集め直に蒸殺するを可とす又排水法を行ひ根絶を期すべし

一、苗代及本田に於ては甘藷又は麻稈を点々撒布するときは能く此處に集まるものなれば之を捕殺するに努むべし

稻彫蟲

(方言)
むくげむし

稻

るを以て容易に其發生を認む又幼蟲も根部を食害するものにして近來各地に其害多き傾向を示する至れり

此蟲の發生經過は未詳なれども凡ろ年數回の發生をなすものにして多く大害を認むるは六月及七八月の兩期にして稻葉及穗に寄生し養液を吸収し爲めに稻苗の葉尖は悉く褐色に枯凋す又出穂期に際しては結實を妨ぐ

叩頭蟲麥、

三、四月頃より幼蟲麥根を害す成蟲

一、本田に於て反當一升内外の除蟲菊加用石油を滴下し成蟲を拂ひ落とし田水を流し其落口に笊の類を受け集めて捕殺すべし

一、苗代に發生したるときは差支あらず限り移植の際被害部を切り去るべし又特に被害甚しきは葉尖一寸許迄水を堪へ反當一升五合位の石油を滴下し拂ひ落とし水口より水を入れながら落水し苗を損せざる様注意すべし

一、被害甚しき地は麥畑の所々

(方言)
ふめつきむ
しはりがねむ
し

蔬菜、
種實、

は六月頃葉に顯る

蠅 帖

(方言)
けら

稻、麥、
蔬菜、
粟、
其他稚
苗

年一回の發生をあすものにして成蟲
幼蠶共に土中にありて種々の作物の
根部を喰害し枯死せしむ殊に苗圃に
於て被害大あるものあり五月頃土中
一二寸の深さに一寸四方大の穴を作
り其内に産卵す冬期は成蟲態にて土
中にありて越冬す

粟螟蟲
(方言)
づぬむし

粟

年二回の發生をなすものにして幼蟲
は莖内に喰入し加害す殊に第一回幼

に馬鈴薯米糠其他を埋め誘殺
すべし

一、他作物を栽培すべし

一、苗圃にありては「ナフタリ
ン」少許を撒布し防除するを
可とす尙成蟲は誘蛾燈を使用
するも可なり

一、代掻の際石油乳劑少許を注
入し置き畦土を削り水面に浮
ぶ成蟲幼蟲を捕殺すべし

一、收穫後稈莖及株等を悉く共
同して翌發蛾期迄に焼却する

害蟲名

被害
植物害

經過習性概略

防除法大要

蟲は株際より一寸内外の所にありて
稚苗を枯死せしむるものなるを以て
容易に其發生を認む第二回のもは
被害劇甚なるも粟生育旺盛なるによ
り枯死するもの稀あり然れども登熟
は著しく妨げらる冬期は幼蟲態にて
莖中或は株内に潜伏して越冬す

春秋の二期に發生し葉裏に産卵す卵
は七八日にして孵化し幼蟲は晝間は
土中或は葉裏に潜伏し夜間出て、葉
部を食食す殊に一地區に著しく發生

を有効とす
一、盛食期前夜間船形捕殺器を
以て捕集すべし

一、被害地の周圍に溝を作りて
隣圃に移動せんとするものを
防除するを可とす又發生地に
ありては圃中の所々に該蟲の

夜盜蟲

(方言)
よさうむし
ちやんく

蕎麥、
粟、桑、
豌豆、
茶、菜、

するの性を有す冬期は蛹態にて土中
一二寸の所に在りて越冬す

さるは
むし
(方言)
さるはむし
こがむし
れ
大根、
蕪菁、
其他蔬
菜類

此種の發生は極めて不規則にして一
定せずと雖も年二回の發生を營むも
のゝ如し主として蔬菜類に發生し十
月上旬より全下旬に亘り成蟲幼蟲共
に葉部を貪食す冬期は成蟲態にて雜
草の根際に潜伏越冬す
連作地に多し

瓜
守
(方言)
うりばい
瓜
類

年一回の發生にして成蟲は瓜畑に飛
來して葉部を喰ひ五月初旬頃に至り

嗜好する植物を置き誘殺する
の法を取るも一法たり

一、幼蟲は除蟲菊粉加用石油乳
劑十五倍乃至二十倍液を撒布
すべし又成蟲幼蟲共に便宜の
容器内に拂ひ落し捕殺するも
可なり
但し既に發生甚しく葉に嚙傷
多きものには石鹼除虫菊合劑
を用ふべし

一、成蟲は努めて捕殺すること
又株間には古新聞紙を布くか

害蟲名

被害植物

經過習性概略

防除法大要

根際に産卵す卵は五月下旬孵化し幼蟲とあり幼蟲は直に其根部及莖の内部を喰害し尙時として瓜果をも食す被害大あるときは枯死せしむること

或は株毎に硫黄華二三勺位を施し置き以て産卵を防除するを可とす

少なからず冬期は成蟲態にて南面せる暖き所の雜草株下等に潜伏越冬す

年數回の發生をなし早春より晩秋に

一、幼蟲三齡迄は除虫菊粉加用

蔬菜螟蛉

(方言)
あをむし

菜、根、大葉、燕菜、油藍、甘菜

亘り常に幼蟲は十字科植物の葉を食

石油乳劑の四十倍液又は鯨油

害す老熟せるものは葉裏又は附近雜

殺虫合劑の二斗液全三齡以上

木或は軒板塀等に附着化蛹し冬期を

のものには除虫菊粉加用石油乳劑二十五倍液鯨油殺虫合劑の

其儘越年す

偽瓢蟲

馬鈴薯
茄子
瓜類

(方言)
にちゅうほ
してんとうむ

主として馬鈴薯を害す成蟲態にて越
年し五月初中旬出て葉を喰害し六月
初中旬産卵し孵化したる幼蟲は亦盛
に喰害し收穫期前成蟲となり茄子其
他に來り被害す年一回の發生となす

一斗液等を撒布するを有効と
す

一・亞砒酸劑を成蟲發生時幼蟲
發生時の二回撒布すべし
但し亞砒酸劑は茄子及瓜類に
用ふべからず

害蟲名	蛭蟲	(方言) ありまき あぶらむし あり	種蠅 (方言) うじ	玉燕大瓜麥
被害植物	諸作物			葱菁根類類
経過習性概要	五月頃より十一月に亘り芽葉に群生し胎生繁殖をなし被害甚だ大なり冬期は幼虫にて越年するものあれども果樹類に發生するものは多く秋期に至り雌雄を生じ芽の基部等に産卵し越年するあり			
防除法大要	一、石油乳劑の二十倍乃至二十五倍液又は鯨油殺虫合劑二斗液を撒布するを可とす			
	一、既に芽葉に發生甚しきものは嚙傷部より乳劑浸入被害するを以て石鹼除蟲菊合劑を撒布すべし			
	一、被害の虞ある土地には臭氣ある肥料を避くるを安全とす 一、蔬菜類殊に瓠瓜類の株下には白砂をしくか或は土に粗製			

落花生

候に至り羽化成虫となり多く臭氣高き肥料を施せる土中に産卵す

なふたりんを混し置くべし

桑介殼

蟲

桑、桃、櫻、梅、桐、杏、李等

(方言) かひがらむし

桑樹害虫中最も恐るべき種類にて年三回の發生を營む即ち第一回は五月中旬第二回は七月下旬第三回は九月中旬の各期に幼虫を生じ樹皮に固着し養液を吸収加害す

一、冬期青酸瓦斯燻蒸法又は石灰硫黄合劑「ボーマー」比重五度液を塗抹すべし

一、幼虫孵化期に石油乳劑の十倍液を撒布すべし

紐綿介殼蟲

桑、萩、柿、ネム

一名 龜の甲介殼蟲

年一回の發生經過を營み幼虫は扁平橢圓なる灰褐色のものにして老熟せるものは恰も麥を煮たるが如き觀を呈し體質柔軟なり而して雌虫の老熟

一、冬期青酸瓦斯燻蒸法を行ふを可とす

一、幼虫の孵化期に石油乳劑の十倍液を撒布すべし

害蟲名

被害
植物害

經 過 習 性 概 略

防 除 法 大 要

せるものは尾端より白色なる綿質紐状をなせる長さ一寸餘りある卵囊を環狀に抽出し六七月頃に至り孵化して幼虫を無數に生ず往々桑樹に被害を認む

桑天牛

桑、
苹果、
栗、櫟、
桐、棗、(方言)
かみきりむ
しつほうむ

幼蟲は樹幹内に空通を穿ち木質部を食害枯死せしむるものにして点々小孔を穿ち常に虫糞を樹の外部に洩出せるを以て容易に認むるを得成虫は七八月頃現はれ樹皮内に産卵す卵は十月上旬頃孵化し三ヶ年目に到り漸

一、成虫を捕殺すると共に卵を探索し潰殺するを可とす
一、幼虫は木屑を排出せる虫孔より青酸加里一二瓦位を挿入し後虫孔を全部密封し置くか除蟲菊、メリケン粉の等量團子、殺蟲根を挿入するか或は

虎天牛

(方言)
とらむし
さらかみき
り

姫象鼻 蟲

(方言)

桑

く一經過を營むものなり

年一回の發生にして成蟲は六七月頃桑園に現はれ幼蟲は枝幹内にありて木質部を食害し生育するものにして樹勢を衰弱せしむ冬期は幼蟲態にて枝幹内に蟄居越年す成蟲は全体黄褐色を帶び其丈け八分内外を有す

成蟲は早春より現はれ桑の芽葉を盛んに食害し六月頃樹幹に産卵す孵化したる幼蟲は木質部を喰し十月中旬

二硫化炭素を硝子製注射器にて注入すべし

一、全上

一、冬期は枯枝内に成蟲の潜伏越年するものあれば翌春二月末日頃迄に共同し夫れ等枯枝

害蟲名

植被
物害ひめぞうむ
し
ごまむし
ぞうむし桑金貼
蠍(方言)
きんけむし
くわけむし

桑

經 過 習 性 概 畧

に至り蟲体を容るゝに足る孔を皮下に穿ち其中に化蛹し成蟲となり越冬す

年二回の發生經過を営むものにして越冬せる幼蟲は早春より芽葉を食害し老熟するときは幹枝葉に粗繭を作り其中に化蛹す成蟲は園内を飛翔し葉裏に一塊四五十粒より成る卵塊を産付す冬期は幼蟲態にて株際樹皮の間隙或は落葉間等に潜伏越冬す特性として幼蟲は毒性を有す

防 除 法 大 要

の切取焼却に努むるを良法とす

一、幼蟲は捕殺すべし

一、冬期落葉中には幼蟲の潜伏せるものなれば之を集めて焼却するを可とす

一、葉裏に産付せる卵塊は努めて捕殺するを要す

桑すき

むし

(方言)
すきむし
すかしむし

桑枝尺

蟻蟲

(方言)
しやくとり
むし
すんざりむし

桑

年三回の發生をなし冬期は幼蟲態にて樹幹の裂目樹皮間隙等の中に潜伏す春より秋に亘りては常に桑葉を折り曲げの其内にて葉緑素のみを喰ひ表皮を残す殊に秋期に於ける害甚しく桑園の全部に及ぶとあり

年二回の發生をなし成蟲は晝間潜伏して夜間出て、葉裏に産卵す幼蟲は孵化當時は葉裏に群居し葉を食すれども成長するに従ひ夜間又は早朝曇天の時のみ食害し晝間は体を枝狀に

一、捲葉せるものを悉く摘採し又冬期落葉後も之を集めて焼却するを可とす

一、秋期桑樹に藁又は繩の類を纏ひ置き之に幼蟲を潜伏せしめ落葉後取り集めて焼却すべし

一、冬期落葉及纏藁等を悉く取集め幼蟲の潜伏せるものを焼却すべし

一、幼蟲の發生當時は群居するを以て被害葉と共に捕殺する

害虫名

ほくたむし
どびんわり

桑葉蟲

(方言)
くわはむし
はむし

姫葉蟲

(方言)
くわはむし
はむし

被害
植物害

桑

桑

経過
習性
概略

擬し静止するの性あり冬期は桑の枝
條に幼蟲態にて附着越冬す

成蟲は五月初旬頃現はれ五月下旬に
到りて土中に産卵す三週間内外にて
孵化し成蟲は多く無風曇天の時桑葉
を貪食す此蟲は被害樹に觸るゝ時は
直に落下し或は飛翔するの特性あり

年一回の發生を營むものにして習性
經過は桑葉蟲と異なるなし唯形態に
於て多少小形なるの差あり

防除
法
大要

を可とす
一、尺蠖の大なるものは剪殺す
ること

一、大形の灣曲製捕蟲網を樹下
に擴げ樹枝を動搖墜落せしむ
るか或は器に石油類を入れ其
内に墜落せしむる等の外良法
なし

一、桑葉蟲の驅除法に同じ

かさは
ら葉蟲

(方言)
あかはむし

桑葉捲
蟲

桑

年一回の發生を爲す七月頃成蟲は盛んに桑葉を食するものにして往々葉を皆無ならしむる恐るべき種類なるも未だ縣下一般には分布せず年により一少區域に發生することあり經過習性は桑葉蟲に酷似す

桑

種類數種ありくわしんむしは年一回の發生にして幼蟲態にて樹幹の凹所に絲を吐きて越年し翌春出て、桑芽を喰害枯死せしめ六月初旬新葉に移り後ち蛹化し七月初旬羽化し産卵すいとひさはまきは同く年一回の發生

一、早朝成蟲の飛翔せざるに先だち捕蟲網又は金箕様の器に拂込み殺蟲するの外良法なし

一、芽葉の黄枯捲縮せるものを見當とし幼蟲を捕集すべし
一、いとひさはまきの卵塊は潰殺すること

一、いとひさはまきは被害樹を動かせば絲を引き落下するを

害虫名	被害植物	経過習性概略	防除法大要
桑じらみ	桑	にして五月初中旬頃より幼蟲葉を捲き食害し六月下旬頃蛹化し七月初旬羽化して枝幹に多數の卵をまどめて産付す其狀恰も膏藥の如し卵態にて越年す、此他あをはまき、くわはまき、をぐるはまき等あり	以て捕蟲網其他を以て捕集すること
苹果綿蟲	苹果、海棠、	成蟲態にて越年し五月中旬頃より陰濕の地に蕃殖す幼蟲は群居し尾端に白色綿絲狀のものを附着す	一、石油乳劑の十五倍液を撒布すべし
根部及樹皮の裂間に入り越年し春期無翅の成蟲となり交尾し三、四十ヶ			一、青酸瓦斯燻蒸を行ふべし 一、石油乳劑を塗沫又は撒布す

(方言)
わたむし
わたじらみ

苹果、
海棠、

の幼蟲胎生す幼蟲は亦十日内外にし
て更に幼蟲を胎生蕃殖す

べし

一、菜種油合劑を塗沫すべし

苹果葉

じらみ

(方言)
りんごうん
か

体長一分内外うんか狀の葉蟲にして
四月中下旬越年せる成蟲苹果の花蕾
及新芽に來り養液を吸収し五月初旬
孵化したる幼蟲は同下旬成蟲となり
其儘越年す本縣に初て發見す

一、石油乳劑十八倍液又は石鹼
除蟲菊合劑を撒布すべし

苹果葉
蟲

(方言)
あかはむし

苹果、

本縣に於て發見せるものにして一分
内外赤褐色の葉蟲とす四月中旬頃花
芽將に綻びんとする頃より顯れ花芽
を嚙傷す年一回の發生にして五月中

一、全上

害蟲名	被害植物	經過習性概要	防除法大要
簍蟲	果樹類、桑、茶、其他雜木	旬に幼蟲出て六月中下旬土中に入り蛹化し其儘越年す	一、冬季枝條に附着せる巢を除去すべし
(方言) みのむし		大小三種あるも共に年一回の發生にして幼蟲は常に簍内にありて頭部のみを現はし芽葉を食害す老熟せるものは簍内にて七月頃化蛹し成蟲となり雌蟲は簍内に産卵す孵化せる幼蟲は附近に傳播し簍を作り生育す	二、幼蟲の孵化當時鯨油殺蟲合劑の二斗液を撒布するも有効とす
葡萄すかしば	葡萄、葡萄	幼蟲態にて親蔓内に越年せるもの五月下旬より六月初旬にかけ羽化し新	一、秋春剪定の際越年蟲の潜居せるものを剪焼すべし

(方言)
葡萄鐵砲蟲

角蠟蟲

(方言)
ろうむし

龜の甲
蠟蟲

果樹	桑樹	茶樹	其他植物	賞植物
----	----	----	------	-----

蔓に産卵したるもの孵化して蔓内に喰入し萎凋せしむ年一回の發生とす

介殼虫の一種にして常に枝葉幹に寄生し養液を吸収加害す体は白色蠟質物にて覆はるも虫体は紅色を帶ぶ周圍には八個の突起を有し尙背面には特に大なる角狀突起ありて稍後方に彎曲す年一回の發生を營むものにして六七月頃幼蟲を生ず

經過習性は角蠟虫に酷似せるも体は橢圓にして扁平なり龜の甲狀を爲し

二、蟲糞を排せる孔に二硫化炭素を注入すべし

一、冬期靑酸瓦斯燻蒸法を行ふべし又冬期石灰硫黄合劑「ボロメー」比重五度液を塗抹するも可なり

一、角蠟虫驅除法に同じ

害蟲名

被害植物

經過習性概略

防除法大要

(方言)
ろうむし茶樹
其他觀
賞植物

背面の角様突起を缺く煤病を併發せるを以て容易に認め易し

さんほ

梨、梅、
柑橘、

年三回の發生にして果樹害蟲中最も

せー
介殼蟲桃李、
杏等

恐るべき種類なり即第一回は五六月

第二回は七月第三回は九月の各期に

幼蟲を生し其幼蟲は適當の場所に固

着し樹枝及果實の養液を吸收加害す

冬期は幼蟲態にて越冬す

(方言)
かいがらむし

一、冬期青酸瓦斯燻蒸法又は石灰硫黄合劑「ボーマー」比重五度液塗抹法を行ふべし

一、幼蟲孵化期に石油乳劑十三倍液を撒布すべし

丸介殼茶、梨、
蟲

(方言)
かいからむ
し

星天牛
果樹

(方言)
かみきりむ
し

年一回の發生にして柑橘の新梢及葉部に寄生し往々果實をも侵害するものにして雌蟲は介殼暗褐色を帶び圓形にして背面は稍隆起す其大さ直径七八厘を有せり六月上旬頃多く幼蟲を生ず

經過習性加害狀態等凡て桑天牛に酷似せるものにして成蟲は体光澤ある黒色を帶び翅鞘には白色なる大小四

一、冬期青酸瓦斯燻蒸法を行ふを可とす

一、青酸瓦斯燻蒸を行ふべし

其他は桑天牛驅除法參照のこと

害蟲名

被害
植物害

經過習性概要

防除法大要

牛瑠璃天

梨、
苹果

年一回の發生を營むものにして成蟲

一、全上

(方言)
葡萄鐵砲蟲
てつぽうむし

十餘個の斑紋を有する以て一般に知らるゝ種類なり

は五月頃梨園及苹果園に現はれ枝幹に小孔を穿ち産卵す卵は間もなく孵化して幼蟲となり樹皮下部を喰害し木屑を常に被害部に沿ふて外部に露出せるを以て直に本害たるを認知し得べし冬期は幼蟲態にて枝幹内に越冬す

桃象鼻桃、梨、
蟲

(方言)
ぞうばあ
てんぐ
ちよつきり

軍配蟲

(方言)
ぐんばい

梨、
果

成蟲は五六月頃より梨及桃園等に現はれ果實内に産卵す産下されたる果梗は爲に傷き折曲し自然に萎凋す年一回の發生をなし冬期は土中に入り越年するものなり

梨苹果等の葉裏に幼蟲成蟲共に寄生して養液を吸収す爲に葉は灰白色の小斑点を現はし甚しきに至つては枯死し遂に落葉せしむ年三回の發生を爲すものにして一回は六月下旬第二回は八月上旬第三回は九月中旬の各期に成蟲現はれ冬期は成蟲態にて樹

一、果實の母指頭大となりたる
とき囊掛すべし

一、冬期耕土を再三深耕し越年
せるものゝ凍死を計るべし

一、成虫幼虫共に鯨油殺虫合劑
の三斗液を撒布するを有効と
す

害蟲名

被害植物

經過習性概要

防除法大要

刺蟲

柿、梨、梅、櫻、其他

(方言)
いらむし
をふせ
はんきよう

幹の間隙落葉中等に潜伏越年す

年一回の發生をあすものにして七月
上旬頃より幼虫現はれ葉部を喰害す
るものにして近年其害一層甚しきを
認む此の幼虫の体毛に觸るゝときは

著しき痛痒を感じるを以て一般に克
く知らるゝ一種の毒毛虫たり八月下
旬頃より九月上旬に亘り老熟し堅き
卵形の繭を作り枝幹に附着し越年す

桃心喰

桃、梨、

年二回の發生をなすものにして第一

一、成虫の發生前果實に囊掛を

一、幼虫三齡迄は鯨油合劑の二
斗液三齡以上のものは全一斗
液を撒布すれば可なり

蟲

(方言)
しんくひ

梨心喰

蟲

(方言)
しんくひ

梨

回は五六月第二回は七八月頃成虫現はれ果面に産卵し孵化せる幼虫は直に果實内に食入し落果せしむ冬期は老熟の儘土中又は樹皮間隙等に潜入越年す

年二回の發生をなすものにして幼虫は五月下旬八月中下旬の二回孵化し果肉に喰入し果面及樹枝に産卵す彼の果實の成長止まりて堅く淡黒色を呈し虫孔より糞狀の漏出せるもの本害なり冬期は卵態にて樹枝に附着せる儘越年す

行ふべし

一、被害果實の落下せるものは悉く拾ひ集め水中に投入するか焼却するを可とす

一、桃心喰虫驅除法に準ず

害蟲名 被害植物 經過習性概畧 防除法大要

木葉蛾類 桃、李、梨、杏、苹果

(方言) てふのはがふ

金龜子類 果樹、桐、栗、松、杉、豆類

未だ經過を詳にせざれども成虫は八月中旬頃最も盛んに現はれ黄昏に於て成熟せる果實に集まり其養液を甚しく吸収して品質を損傷し腐敗せしむるに至るものなり而して本縣に於て加害する種類は「アケビノコノハ蛾」「コガタノコノハ蛾」の二種あるものゝ如し

本縣に於ける加害の重あるものは「ヒメコガネ」「マメコガネ」「ドウガネブン」の三種にして何れも幼

一、果實は二重袋を被ふを可とす

一、成虫發生期には毎夜誘蛾燈を点じ捕虫網にて掬ひ取るべし

一、成虫は捕虫網又は箕等に拂込み殺滅を計るべし

一、夜間は燈火を慕ふ性あるも

星貼蠨

(方言)
はまき
まんぢゅう

梨、 果

虫は植物根を喰害し成虫は葉部を甚しく貪食し殆んど網状となし生育を妨ぐ年一回の發生にて冬期は幼虫態にて土中に越冬す

幼虫は早春より現はれて花蕾嫩芽葉を食害し成長するに従ひ葉を二つに折り畳み其中にありて加害す彼の梨葉の二つ折となりたるもの、淡黒色となれるは即ち此の害なり年一回の發生を營むものにして六月下旬頃化蛹し間もなく成虫となり葉裏に産卵す卵は八九日間にして孵化し幼虫と

のなれば誘蛾燈を点じ或は焚火を爲し以て誘殺を行ふも可なり

一、冬期粗皮及樹皮の裂け目等に潜伏せる幼虫の潰殺に努むること

一、卵、幼虫、蛹、成虫は共に捕殺するを可とす

一、花蕾に喰入せんとするに際し石鹼除虫菊合劑を撒布すべし

害蟲名

被害
植物害

經過習性概略

防除法大要

梅、貼、蠍
(方言)
けむし

梅、櫻、桃、杏、李

なり二三齡に達して幹の裂け目樹皮の間隙等に潜伏し越冬す

年二回の發生をなすものにして四月下旬頃より幼虫現はれ一卵塊より孵化せるもの一群となり共に芽葉を貪食す爲に一枝一樹と漸次芽葉を皆無ならしむ尙此虫は群棲の儘脱皮毎に糸を枝間に吐纏ひ恰も天幕狀の巢を作るを以て容易に其存在を認む冬期は卵態にて枝幹に越冬す

一、冬期枝上に指環狀をなせる卵塊を除去するを可とす
一、幼虫の群棲するものを直接焼却するも良法たり

松貼蠹

松

蛾一点穀

粟米

粒粒

年一回の發生を營むものにして幼蟲は五月頃より新葉部を喰害し遂に全葉を皆無ならしむるあと珍らしからずして往々巨樹をして枯死せしむることあり六月上旬に至りて老熟粗繭を作り内に化蛹し間もなく羽化成蟲となり枝葉に産卵し孵化せる幼蟲は二三齡に達し枝間樹皮間隙等に潜伏越年す

幼蟲は六月中旬頃より現はれて米粒を綴り合せ巢となし其内にありて食害を逞ふす老熟すれば倉庫の板目間

一、石灰硫黄合劑「ボーマー」比重一度液を撒布するを可とす
一、石綿焼却器に石油を浸し火をつけ焼殺すべし

一、二硫化炭素燻蒸法を行ふべし

害蟲名

被害
植物害

經 過 習 性 概 略

防 除 法 大 要

穀象蟲

米麥粒

(方言)
ごまむし
みくぞう

隙或は俵装の内側等に潜み越冬し翌
春化蛹五月下旬乃至六月上旬に於て
羽化小蛾となり米粒に産卵するもの
にして年一回の發生を營むものなり

年數回の發生をなすものにして成蟲
幼蟲共に米麥粒内に喰入し被害甚大
なるのみならず品質をも惡變せしむ
るものなり冬期は成蟲態にて倉庫の
間隙床下或は米麥粒内等にありて越
年す

一、同前

麥蛾麥粒

(方言)
むぎてふ

年三四回の發生を營むものにして成蟲は五月下旬頃より麥圃に現はれ穗に産卵す孵化したる幼蟲は直に麥粒内に喰入し加害甚大なるものなり冬期は幼蟲態にて麥粒内にありて越冬す

豌豆象豌豆粒蟲

豌豆の開花と同時に成蟲は豌豆畑に現はれ豌豆莢面に産卵し卵は間もなく孵化し幼蟲は粒内に食入し加害す而して收納後七月中下旬頃に至り粒内にて化蛹成蟲となり越冬するものなり

一、同前

一、收穫後能く乾燥せるものを直に二硫化炭素にて燻蒸すべし

害蟲名	被害植物	經過習性概要	防除法大要
葉潜壁 蟲	梨、桃、	早春發芽に際し芽葉組織中点々赤褐色を帶べる微小ある隆起物を認む葉の發育に伴ひ葉面無數に腫起蔓延し爲に著しく生育を妨げらる之れ此の蟲の組織内に潜入加害する故にして被害甚大なるものなり併も該蟲は肉眼にて漸く認め得るの微細なる種類あるを以て未だ一般に注意せる者稀れなり	一、秋期落葉後直に「ボーマー」比重〇、五度液の石灰硫黄合劑を撒布するを可とす

ゆりみ
づ

水稻苗代

体形蚯蚓に酷似し小形にして細長く赤色を呈し常に濕潤にして腐植物に富める地に發生す殊に苗代田に於ては日中溫暖なる時体を過半土中より現はし動搖するを以て自然表土著しく柔軟となり籽種は深く泥中に埋没し發芽を害すること大なるものなり

一、播種二週間前に石灰窒素反當十五貫匁を施すを可とす
一、馬酔木の新梢芽葉を一坪に對し生胎量三百匁の割にて施すを有効とす

野鼠

(方言)
のれづみ

稻、麥、豌豆、蠶豆、桑、茶、他菜類其

種類多種あれども本縣に於て大害をなすものは「アルビコラハタネヅミ」と稱するものにして体長三寸二三分尾は極めて短かく耳は比較的巾廣くして短かく四肢又短かく体は暗褐色

一、野鼠窠扶斯菌應用驅除を行ふべし

害(S) 蟲 名

植 被
物 害

經 過 習 性 概 略

防 除 法 大 要

若くは灰色を帯び常に土中に棲息し
作物の莖葉根子實等を食害す

病害の豫防法

病 名

植 被
物 害

病

狀

防 除 法 大 要

稻熱病

稻

(方言)
いも
しなへ
らが
れけ
ち

水稻及陸稻の葉莖穗等に發病する病
害にして苗代及本田にありて葉面に
數多の不正橢圓なる褐色紋を生じ漸
次葉は枯るゝに至るゝとあり又出穗
期にありては穗首暗褐色に變じ其局

一、苗代肥料は土質の許す限り
早く適量を施し追肥を避くべ
し
一、本田は小株密植を行ふべし
一、本田に於ても肥料成分の配
合に留意し可成原肥に施すべ
し
一、灌漑水は温きものを注ぐべ

胡麻葉 枯病

(方言)
ごまはがれ

紋枯病

稻

所の上部は全く白穂となる

移植後より穂孕期に亘りて發病するものにして初めは葉の先端より両縁或は中肋に沿ふて白條を生じ尙葉面に點々褐色斑点を現はし遂に全葉黒褐色ある徴を生じ生育を著しく害し殆んど株絶の姿とあり出穂するもの極めて稀あるものなり

出穂期頃より稻稈に紋狀斑点を生じ倒伏する病害にして近時次第に傳播しつつあり

し

一、施肥上の注意は稻熱病に同じ

一、莖葉の發育を強健ならしむべし

一、被害藁稈は肥料に用ふべからず

一、肥料には必ず木灰を加用す

病名

被害植物名

病

狀

防除法大要

白葉枯病

稻

(方言)
はがれ

被害葉は初め葉の尖端より葉縁に沿ふて波狀に淡灰白色を現はし病勢募るに従ひ全葉殆んど灰白色となり下葉より順次捲葉枯死し稻の充實を著しく妨ぐ毎年同一土地に發生するの傾向あり

べし
一、燐酸加里等の配合に留意すべし

一、適量の石灰又は木灰を施し土壤の中性を計るべし

萎縮病

稻

(方言)
すいくみく

本病は七八月頃より現はるものにして被害株は草丈七八寸乃至一尺内外にて伸長止まり葉巾比較的廣く且濃綠色を帯び縦に數多の白條線を現はし遂に萎縮し出穂せざるに至る多く

一、窒素質肥料の多施を避け浮塵子の來襲を避くべし
一、稈黑横這の防除を怠るべからず

稈黒横這の被害に依る一種の生理的
病害なり

大麥及
裸麥裸大

麥麥

黒穗病

(方言)
くろくろんぼ

大麥及
裸麥堅大

麥麥

本病は病原菌の穗に寄生するにより
起るものにして被害穗の各粒は輕鬆
ある黒褐色の粉末となり初めは甚だ
薄き被膜を被むれども間もなく被膜
破れて黒粉を露出し風により飛散す
故に被害穗は麥の成熟期頃に至れば
中軸のみとなるあり

本病被害穗の各粒は薄き皮膜にて覆
はれ稍々堅く黒粉を散らすことなく

一、種子は冷水温湯浸法を行ふ
べし

(殺菌劑之部 頁參照)

一、黒穗の飛散せざるに先ち病
の穗拔取を行ふべし

一、種子は冷水温湯浸法を行ふ
べし

病名	被害植物名	病状	防除法大要
黒穂病 (方言) くろほ		麥の收穫期に至るも原形を維持するを以て黒穂病と明に區別するを得るものなり	(殺菌劑之部 頁參照) 一、黒粉の飛散せざるに先ち病穂の拔取を行ふべし
小麥 黒穂病 (方言) くろほ	小麥	小麥に發生するものにして大麥及裸麥の裸黒穂病に酷似し熟すれば黒粉は風に飛散し中軸のみとなると雖も病原菌は明に別種なるものなり	一、前法に準ず
腥黒穂病 (方言) ナシ	小麥	本病は小麥のみに發生するものにして穀粒の内部は黒粉を以て充さるものにして外見は他の黒穂病の如く病	一、前法に準ず

小麥稈小

麥

(方言)
不
明

黑穗病

徴を現はさず殆んど健全穂と異なる
なし然れども被害穂は魚類に似たる
一種の腥き臭氣を有す

本病は小麥の二三尺位に伸長せる頃
より葉片及葉鞘に發生するものにし
て初めは葉面に細長き暗色の條斑を
現はし後其部分裂けて黒粉を露出し
全莖葉に恰も煤を撒布したるが如き
狀を呈す而して病勢甚しきものは葉
面亂糸の如く裂けて枯死し穂は畸形
を爲し登熟することなし

一、種子は冷水溫湯浸法を行ふ
べし

一、黒粉の飛散せざるに先ち被
害株の焼却を斷行すべし

病名	被害植物名	病状	防除法大要
麥葉澁病 (方言) はし そさ ぶびぶ	裸麥 大麥 小麥	本病は葉片及葉鞘に銹色の小斑点を生ずるものにして發病の初めは葉面に微細なる淡黄色の斑点を顯出し遂には病斑橢圓形に膨れ表皮破裂して橙黄赤色の粉末を散するものなり	一、窒素料肥の多施を避くべし 一、被害多き地方は可成本病に對する抵抗力強き種類を栽培すべし
麥斑葉病 (方言) 不 明	大麥 裸麥	本病は稈長一尺内外に生育せる頃より穂孕期に亘り葉莖に發病するものにして初期は葉の中肋に沿ふて縦に黄白色條斑を現はし漸次黒褐色に變じ遂には煤煙を蒙りたる状態とあり發育自然不良となり殆ど登熟するも	一、窒素質肥料の多施を避くべし 一、被害多き地方は可成本病に對する抵抗力強き品種を撰び栽培すべし 一、種子は冷水溫湯浸を行ふべし

麥立枯病

(方言)
たちかれ

裸大 小

麥麥麥

のあき慘狀を來すものあり

本病は大小裸麥に發生するものにして早きは一月上旬普通は四五月頃現はる初めは葉の尖端より漸次黃褐色となり根は腐敗を來し遂に枯死するものなり爲に往々寒傷と誤認せらるゝことありて毎年同一土地に發病す被害輕微あるものと雖も下葉は黃變し稈長一二尺に達する過にぎず

麥赤澁病

(方言)

裸大

麥麥

本病は出穂頃より初め葉面に点々赤褐の斑点を現はし遂に全葉に赤徴を生じ錆色となり黃赤の粉を撒布し麥

し

- 一、種子の早播を避くべし
- 一、病株は悉く拔取焼却し跡地に放棄すべからず
- 一、肥料の配合に注意し必ず燐肥を加用すべし

- 一、窒素肥料の多施を避くべし
- 一、木灰肥料に加へ施すべし
- 一、發病期前石灰硫黃合劑の比

病名	被害植物名	病状	防除法大要
粟白髮病 (方言) (なばり)	粟	被害葉は穂孕期前後に於て縦に條斑を生じ遂に葉尖より細裂して恰も白髮狀を呈し出穂するもの稀なり又假令出穂するも穂は畸形を呈し結實するものなし	一、窒素質肥料の多施を避くるは勿論疎植及連作等をも避くるを可とす
瓜露菌瓜類病	瓜類	被害葉は黃褐色不規則ある斑点を生じ漸次廣大して葉面の全体に及び下	一、三斗式石灰ボルドー液を二三回撒布すべし

(方言)
はあがり
つるあがり
べさ

葱赤澁病

(方言)
あかさ
ぶ

根瘤病

甘油

葱

藍菜

方に蔓延し劇甚なるときは葉より上部凋落枯死するに至るものなり又輕微にして二三結果するものあるも畸形瓜多く完全なるもの少し

本病は葱の綠葉部に微細なる赤色橢圓の小斑点を無數に現はし遂には全葉橙黄色粉末を以て被はれ飛散し遂に傳播蔓延し甚しきに至りては枯死腐敗するに至る

被害葉は多少黄色を呈し發育極めて遲緩となり根部は原形を失し組織畸

一、連作を避け尙被害あるものは三斗式石灰「ボルドー」液若くは砂糖「ボルドー」液を撒布するを可とす

一、連作を避くべし

一、移植に際し根部を檢し病徴

病	名	被害植物名	病	状	防除法大畑
(方言) 不	明	菜 蕪 菜 菁 油 菜 菌 油 菜 核	形をなし隆起す		あるものは除外するを可とす
油 菜 核	病		本病は五月上旬頃より根莖部に發生するものにして全体黄褐色を帯び勢力衰へ遂に萎縮す又莖葉中央部に發病せるものは被害部腐爛して纖維は恰も亂麻の如く分離し白色をなし尙其の莖根は空洞となりて内に黑色堅韌なる多數の粒体菌核を包藏す		一、連作を避くべし 一、收穫の際は菌核の脱落し易きものなれば刈取を避け根引となすべし
茄子 立 病	病	茄子	本病は茄子の移植後に於て發病するものにして初めは勢力衰へ病勢進む		一、强健なる苗を撰擇栽培すべし

(方言)
たちが
ふれ

茄子青 枯病

(方言)
あをがれ

に従ひ萎凋落葉して枯死す斯くして被害莖の地際に於て著しく縊れを生じ風雨の際は其局部より倒るゝもの多し

本病は普通生育を遂げつゝあるもの俄然嫩芽葉萎凋し恰も水分缺乏を告げたるの状を示し病勢進むに従ひ古葉に及ぼし枯死するものあるも長時日を要し夜間又は降雨の時は時々恢復の徴を呈するも全然枯死を免れざるものあり

一、移植後一株に木灰一合位宛を株際に施すべし

一、前作地及濕地の栽培を避くべし

一、磷酸及木灰の加用を怠るべからず石灰窒素反當十五貫匁の割に施用するときは輕減せしむることを得

病名	被害植物名	病	状	防除法大要
白絹病 (方言) 不	蒾蒾 菜豆 落花生 牛蒡 瓜類	被害植物の根際には白色絹糸状のもの の網絡して外皮を覆ひ其の上面には 尙多數の粟粒様粒子を附着す被害の 初めは莖葉萎凋し漸次褐色を現はし 遂に腐敗を來すものなり	主しとして体菜、山東菜、白菜及甘藍 其他菜類に發生するものにして初め 葉面に不正圓形なる白色斑紋を多數 生じ病勢進むに従ひ病斑相癒合して 全葉に擴がり遂に枯死するに至るも のなり	一、根際に木灰又は藁灰を少許 施すべし 一、株際に二斗式石灰「ボルドー」液又 「」液を撒布するも可あり
白斑病 (方言) しろがれ はがれ	白斑病 蔬菜			一、三斗式石灰「ボルドー」液又 は石灰硫黄合劑「ボーマー」比 重〇、四度液を撒布すべし

蠶豆の被
褐紋病

(方言)
やけ
くさり

菜菔及
甘藍の
腐敗病

(方言)
れぐされ

豆

本病は最初紅褐色又は灰褐色の小斑点を葉莖に現はし漸次病斑は擴大して圓形或は橢圓形となりて莖葉莢子實に及ぼし甚しきに至りては莖葉共に黒色となり枯死腐敗するものなり

本病は根部の一分に腐敗を來し順次内部に及ぼし腐敗軟化し外皮のみ稍原形を保ち空洞となるも是又遂には腐敗するに至り惡臭を放つ葉も遂に凋れて枯死す

一、被害種子の播種を避くべし

一、三斗式石灰「ボルドー」液を撒布すべし

一、時々二斗五升式石灰「ボルドー」液を撒布すべし

一、濕地の栽培を避くべし

病名	被害植物名	病状	防除法大要
紫紋羽病	果樹、桑、甘藷、其他雜木	被害植物は生育遲緩にして葉は小形となり淡黃色を呈し殆んど肥料缺乏の觀あり然れども其根部を検するときは赤紫色の糸狀様のものを全面に覆ふ之本病菌糸にして養液を吸収し樹勢を衰弱せしむるものなり而して病勢進むに従ひ根の先端より漸次腐敗し遂に枯死するに至る	一、發病地の周圍に溝を作り病根の蔓延を防除すべし 一、被害物は細根に至る迄掘取焼却すべし 一、被害輕微あるものは石灰の十倍液を撒布し土を覆ひ置くを可とす 一、桑苗は二斗五升式砂糖ホルドー液に三十分浸漬すべし
白紋羽病	桑、茶、果樹、蔬菜	病狀白絹病に酷似するも粟粒大なる菌核を形成せず只白色絹糸狀の菌糸を根の外部に生じ養液を吸収して枯	一、紫紋羽病に同じ

桑赤澁病

(方言)
はかし
あかし
ぶぶ

桑

死腐敗せしむるものあり

桑膏藥病

(方言)
こをやく

桑、
果樹

本病は主に高刈仕立或は立通桑園に
發病甚しく早きは發芽と同時に橙黄
色なる斑点を現はし桑芽は畸形とな
り桑葉の發育に連れ葉面に蔓延し遂
に全葉黄色粉末を以て覆ふに至り萎
凋落葉す冬季新梢に長橢圓の黒色凹
点を現すは本病菌の存在するに依る

本病は桑樹の幹及枝等に恰も膏藥を
貼附するが如き紫褐色なる圓形或は
橢圓形なる斑紋を現はし繁殖盛なる

一、被害新梢の刈取焼却を行ふ

べし

二、病斑部を小刀の類にて十字
形に切り込み其上を石油、重
油若くは機械油等にて塗抹し

病名

被害植物名

病

狀

防除法大要

黒星病

(方言)
くろほし
そくろほし

梨

ときは樹勢は著しく衰弱するものなり

本病は梨の果實花梗葉柄及葉面等に黒色斑点を生ずるものにして被害甚しきものは落葉し果實は病斑部に龜裂を生じ果梗を侵されたるものは病斑部より折れ落果す

本病は春季葉部及果實に橙黄色の斑点を現はし葉部病斑部の裏面は漸次隆起し遂には灰褐色なる長さ二分餘

赤星病

(方言)
あかほし
しあかほし

梨

菌絲の殺滅を計るべし

一、發芽當時より二週間位を距て、二三回二斗五升式石灰「ボルドー」液を撒布すべし

一、發芽開葉期より二三回に亘り石灰「ボルドー」液の二斗五升式を撒布すべし

縮葉病

桃

の鬚根の如きものを數多簇生す被害劇甚なるものにありては全葉悉く萎凋落葉するものなり

本病は嫩梢嫩芽葉に發生するものにして被害葉は著しく肥大し葉面に凹凸を生じて不正畸形葉となり裏面は稍灰白色時には微紅色を帶ぶることあり遂に萎凋落葉するに至る

一、發芽前に於て石灰「ボルドー」

液の三斗式を撒布すべし

葡萄炭

葡萄

疽病
(方言)
ふろほし

本病は春芽の伸長期より果實の豆大とある期間に多く發病するものにして葉及果實には暗褐色圓形の斑紋を

一、被害葉は燒却すべし

一、發病前より二斗五升式石灰

「ボルドー」液を撒布すべし

病名

被害
植物名

桃炭疽

(方言)
たんろ

桃

病

状

現はし葉は捲縮し遂には病斑部黒痘痕を生じ稍々凹み發育全く中止するに至る従て果實は成熟するあとなく萎凋乾燥するものなり

本病は主として果實に發生するものにして果實の幼稚ある時より現はるゝあとあり初めは黃褐色の斑紋を生じ漸次擴大して果面全体に及ぼし果肉は凹陷を生じ後硬化して枝上に固着したる儘乾燥枯死するものにて近年其害一層劇甚を極むる恐るべきも

防除法大要

- 一、被害果は悉く焼却すべし
- 一、春發芽前に二斗式石灰「ボルドー」液を撒布すべし
- 一、冬季石灰硫黄合劑「ボーム」一比重五度液を撒布すべし
- 一、六月初旬以後二三週間置き三斗乃至四斗式石灰を撒布すべし
- 一、液(但し生石灰の量)を撒布すべし

煤病
(方言)
すす

果樹、茶、柑橘、

のなり

本病は枝葉に黒褐色模様のもの附着し劇甚なるに従ひ全面皮膜を以て覆はれ全樹恰も煤を撒布せるが如き状態を呈し樹勢著しく衰弱し枯死するもの少からず本病の發生原因は主として介殼蟲及蚜蟲等の寄生に基き併發するものなり

本病は葉裏に「ウドンコ」状のものを附着し侵害して其生長を止む

苹果のうどんこ病

苹果、櫻桃、梨、その他の苗木

一、介殼蟲及蚜蟲等の驅除を行ふべし

(驅除法は害虫の部参照すべし)

一、發芽前二斗式又は二斗五升式ボルドウ液一回發芽直ちに三斗式ボルドウ一回
二、秋季落葉後石灰硫黄合劑比重四度のもの一回

病名	被害植物名	病状	防除法大要
苹果の病 が腫	苹果、ぶち、はし、み、かし、楓、	初に樹皮を侵害し後材部に及ぼす者なり 枝は癌腫の爲全く圍繞せられ其周圍にある生活樹皮は不規則肥厚し粗糙の觀を呈す	一、被害部を削り二斗式ボルドー合劑を塗抹すべし 二、被害少きは其局部を切り其跡に「タール」を塗り其甚しきは切り採り燒棄すべし
苹果の細菌病	苹果	四五年生迄の樹殊に乾燥地の國光に發生す 初め樹の皮部を膨起し小粟粒狀の顆粒無數發生し七八月頃其葉萎縮し後赤褐に變し落葉衰弱す苗木の被害は大害を與ふ	一、發病幹枝は剪截燒却するか或は濃ぼるどう液を塗抹すべし
苹果胴果	苹果	本病は苹果の枝幹に生じ病斑部は不	一、細菌病及ふらん病の項を參

枯病

正形又は橢圓形にして赤褐色を呈す

照すべし

二、桑畑に栽植すべからず

苹果黒星病

本病は主として果實に發生し果面に

一、二斗五升式ぼるどう液を發

(方言)
ほしくせ

微細なる暗綠圓斑を生じ病斑部は恰も黒点を印したる狀を呈し硬化す紅玉は殊に本病に罹り易し

芽前一回果實指頭大の時一回撒布袋かけを行ひ袋の破れたるものはかけ直すべし

腐爛病

苹果、梨、

(方言)
やけかれ
くさりみ

苗木及小枝に來たるものは被害部赤褐に變し乾萎し幹及太枝に來りし時は皮剥げ材部凹腐す

一、幹枝は削り濃ぼるどう液塗沫

一、苗木は發病部より剪去しぼるどう撒布

一、小枝は剪去するか又は削り

ぼるどうを撒布すべし

一、剪定刀に注意すべし

病名	もにり	あ病	一名念珠病	(方言)	はなくさり きもり	苹果炭疽病	(方言)	ひやけ にかくしや
被害植物名	苹果、梨、桃、梅、杏、李、櫻、桃					苹果		
病	早きは花腐れとなり果に來るものは 果實指頭大の頃より初め其一部の果 肉褐變腐敗し臭氣を放ち後ち全果に 及び多くは落下し白色念珠狀の胞子 を生ず				六月以後十月に及ぶ		果實二錢貨大の頃より日光に面する 果面日射狀に凹陷黒褐に變じ後ち落 下す病果は苦味を有す	
狀								
防除法大要	一、落果及羅病木守を集め地下 深くに埋むること				一、落花直に一回袋かけ前一回 二斗五升式ぼるどう液撒布の こと		一、袋かけ前二斗五升式ぼるど う液撒布袋かけをなすあと	
防除法大要								一、病果は集め焼却するあと

黒斑病

柿

本病は新梢及果實葉等に發生するものにして初めは果面及葉面に黒褐色なる圓形小斑点を現はし漸次擴大して全葉に及ぼし又果實は腐敗を來たし遂に落果落葉するに至る

杉赤枯病

杉

本病は主として杉の幼樹に發生するものにして發芽後三四年生迄のものに多し初期は下部の枝葉に赤褐色なる病斑を現はし漸次上部に及ぼし遂に枯死するに至る普通苗圃に發生するも成木に傳播せるを認めず

一、發病前三斗式石灰「ボルドー」液を撒布すべし

一、早春及秋期に三斗式石灰「ボルドー」液を撒布すべし
一、被害甚しきものは速に焼却すべし

驅蟲劑の製法

一、石油乳劑

調 合 量		
石 油	石 鹼	水
一 升	十五 匁	五 合

調 製 法

本劑を調製するには豫め石油罐の上面を切取り容器となし其上部に針金を附し吊り下ぐるに便ある様裝置せるもの二個を準備し一個には溫湯五合を入れ其中に普通洗濯石鹼(アイ、シスタ、スラン石鹼の類を可とす)十五匁を可成細剉し炭火を以て煮沸溶解せしめ他の一個には石油一升を入れ前法の如く炭火にて加熱し凡そ攝氏四十五度乃至五十度位になりたる時前記石鹼の溶液を混合し然る後「手ポンプ」若くは強力唧筒（特に石油乳劑攪拌器として製したるものを用ゆれば更に可なり）等の類にて可成手早く劇しく攪拌し充分混交せしむ然るときは漸々粘氣を帶び遂に放置するも石油の分離せざる煉乳様

の濃液とある之れ即ち石油乳劑の原液と稱するものにして害虫の種類及施用季節の如何により適度の倍數に稀釋し使用するものとす其稀釋するや最初は少量宛の熱湯を數回に加へ順次冷水に及ぼし遂に豫定の倍數に稀釋す而して此際最初より稀釋し終る迄絶へず攪拌することを忘るべからず

調製上の注意

一、石油は普通燈用のものを用ひ下等のものは可成用ひざること

一、石鹼は普通洗濯用のものにて可なりと雖も其の切斷面に水泡を生ずるもの及び鹽分を含むものは共に宜しからず

一、石油は溫むる際は引火するの患ひあるを以て特に注意し必ず屋外に於てすべし

一、兩液を混和するには液の冷却せざる内に充分攪拌せざれば完全乳劑を製する能はざるものなり

一、石鹼は可成細剉し決して大塊のものとなすべからず之れ溶解に長時間を要するを以てなり

使用上の注意

- 一、調製したるものは速に使用すべし長時間を經過し油の分離したるものは（液の上
面油の浮層を生ぜしもの）植物を損傷するの患あるを以て使用すべからず
- 一、本劑を撒布するには必ず適當の噴霧器を使用するものとす
- 一、本劑は使用前布片を以て瀘過するを要す然らざれば塵芥滓渣の爲め噴霧器の噴口
を閉塞し屢々手數を要するなり
- 一、組織軟弱なる作物に對し施す場合には餘り噴口を接近せしむべからず然らざれば
植物を損傷するの患ひあり
- 一、本劑を使用するには晴天にして成べく靜穩の日に於てするを可とす
- 一、乳劑の液面に油の浮び居るが如きは不完全なるものなれば使用すべからず強て之
を使用するときは効力なきは勿論却て植物を損傷するものあれば大に注意を要す
- 一、ぼろどう液と同日に施す時は害あり

適用すべき害蟲及稀釋量

一、介殼蟲類冬期は五倍乃至七倍夏期は十倍乃至十三倍幼蟲の孵化したる當時は十三倍乃至十五倍液

一、蚜蟲類十五倍乃至二十五倍液

一、食葉甲蟲類の幼蟲十倍乃至二十倍液

二、除蟲菊粉加用石油乳劑

調 合 量			
石 油	一 升	除蟲菊粉	十八匁(約一合)
石 鹼	十八匁	水	五 合

調 製 法

定量の石油を細口壺若くは適宜の容器に入れ之に定量の除蟲菊粉を投入し能く攪拌して後密栓をなし二晝夜以上其儘放置し然る後液を布片にて濾過し且つ搾りて滓渣を除

去し此浸出液を以て石油乳劑と同一の手續により調製するものとす

調製上の注意

一、除蟲菊粉は混合物なき純粹のものをを用ゆるを要す

一、其他石油乳劑と同様の注意を要す

使用上の注意

一、石油乳劑と同一の注意を要す

適用すべき害蟲及稀釋量

一、介殼蟲類冬期は五倍乃至十倍液夏期は十倍乃至十七倍液幼蟲の孵化したる當時は十五倍乃至二十倍液

一、蚜蟲類三十五倍乃至四十五倍液

一、食葉甲蟲の幼蟲類二十倍乃至三十倍液

三、除蟲菊粉酒精浸出液

調 合 量	
酒 精	一 升
除蟲菊粉	百八十匁（約一升）

調 製 法

酒精を適宜の容器に入れ之に除蟲菊粉を投入し充分攪拌振盪し然る後充分密閉して其儘となし置き尙一日一二回宛振盪して浸出を充分あらしめ二晝夜以上を経て之を取出し布片の類にて濾過し清澄液となし密閉壇中に貯ふべし

調製上の注意

- 一、除蟲菊粉は混合物なき純良のものをを用ゆるを要す
- 一、酒精は普通工業用のものにて可なり
- 一、原料高價なるものなれば濾過の際は一二滴のものと雖も叮嚀に取扱ひ決して粗漏ならざる様特に注意すべし
- 一、原料は極めて揮潑性なるを以て調合の際は可成急速にし且つ密閉するあとを忘る可からず

使用上の注意

一、使用の際は水を以て適宜の倍數に稀釋すべし

一、原料極めて高價なるを以て經濟上普通作物には應用し得べからざるも奏効甚だ顯著あるに依り溫床作物又は高價なる盆栽等の害蟲驅除に使用するものとす

一、使用の際は筆若くは刷毛の類にて被害作物に塗布するを可とす

適用すべき害蟲及稀釋量

一、介殼蟲類冬期は十倍乃至十五倍液夏期は十五倍乃至二十倍液幼蟲の孵化したる當

時は二十倍乃至二十五倍液

一、蚜蟲類四十倍乃至五十倍液

四、菜種油合劑

調製法

菜種油一升を石油空罐に入れ火にかけ松脂三、四十匁を加へ松脂のとけたる時硫黃華

十匁を加へ十五六分間煮沸し液のやゝ黒味色となりたる時火より下し其の冷えたる時に塗沫するものとす

使用上の注意

一、本劑は芽葉花芽等に害あるを以て可成幹枝にのみ塗沫すべし

適用すべき害蟲

一、綿蟲介殼蟲

五、除蟲菊木灰合劑

調製法

細く篩ひたる灰一斗に除蟲菊三―四十匁を混じ一夜密閉放置したるものにして朝露の乾かざる間に撒布すべし

適用すべき害蟲

一、菜大根の發芽當時に於ける蚜蟲及黒蟲に用ふ

六、亞砒酸劑

調製法

大桶に水四斗七升を入れ之に豫め製せる亞砒酸溶液（亞砒酸二十匁と洗濯曹達六十匁と水）を入れ更に水二升八合に洗濯石鹼二十匁をとかしたるものを加へ全量を五斗ともし之に石灰百二十匁を混したるものとす

適用害虫

諸食用害虫（但し馬鈴薯以外の蔬菜は葉傷むべし）

七、除蟲菊粉加用石鹼液

調合量		除蟲菊粉
石鹼	十八匁	十八匁
水	一斗	

調製法

初め二三升の水に細割せる石鹼及除蟲菊粉を同時に投入し克く煮沸溶解せしめたる後水を追加し全量を一斗ならしめ冷却粘氣を帶びたるものを撒布するにあり

適用すべき害蟲

一、蚜蟲類、螟蛉類、浮蘆子類

八、普通石灰硫黃合劑

調 合 量	
（硫黃華）	百二十匁
生石灰	百二十匁乃至百六十匁
（水）	一斗

調 製 法

最初二個の鍋を用意し其一を湯鍋とし他の一を調製鍋とす先づ湯鍋に水を充たして之を煮沸し同時に一方に於て定量の生石灰を調製鍋に入れ少許づゝ水或は湯を滴下して全く消化せしめ之に煮沸したる湯鍋の湯三升を汲み入れ能く攪拌混和せしめて石灰水

となし次に定量の硫黄華を別器に入れ湯を以て少しく濕したるものを少しづゝ之に投入し絶えず攪拌し煮沸する時は硫黄の混和するに従ひ淡黄色を呈し漸次褐色となり遂に赤褐色を呈す如斯して煮沸すること約四五十分間にして全く沈澱おきに至らば徐々に熱湯を追加して一斗に達せしめ尙十分乃至二十分間煮沸して後火を去り粗布を以て濾過し滓渣を除き適用比重に稀釋し使用するものにして原液は普通比重「ボーマー」四度乃至五度を有す

九、濃厚石灰硫黄合劑

調合量		硫黄華	一貫二百匁
水	生石灰	六百匁	
		一斗	

普通石灰硫黄合劑調製法と同様なるも藥品量の割合多量あるを以て初めより湯は全量一斗乃至一斗以上となして煮沸し最後に全量を一斗ならしむる迄煮詰めるべし尤も煮

沸時間は一定し難きも普通四五時間を要し出来上りたる原液は通常比重「ポーマー」二十七八度内外のものを得、使用の際は便宜の比重に稀釋するものなり

調製上の注意

一、生石灰は爽雜物なき新鮮のものを撰擇し硫黃華は普通坊間に販賣するものにて可あり

一、生石灰を消化せしむるには必ず少許づゝの水又は湯を滴下し決して一時に多量を注ぐべからず

一、硫黃華は混入前湯にて濕すことを忘るべからず

一、煮沸の際は最初より湯を使用し決して水を用ふべからず

一、煮沸中は絶へず液を攪拌すべし然らざれば沈澱を生じ調製困難なり

一、煮沸時間豫定を過ぐるも沈澱物多きときは尙煮沸を繼續するを要す

使用上の注意

一、比重「ポーマー」稀釋改算表は別表に依るを便利なりとす

一、使用は晴天にして可成靜穩の日を撰び適宜稀釋し噴霧器にて撒布若くは刷毛の類にて塗布するを便利なりとす

一、本劑は植物の芽葉を損傷することあるを以て稀釋適量を誤らざる様注意するを要す

一、液は衣服を汚損すること及眼を刺撃するあと甚しきものなれば撒布の際は特に注意するを要す

適う害蟲及稀釋量

一、各種介殼蟲の驅除に特効あり又病害に對しても有効なるものなり

一、冬期は比重「ボーメ」四五度液、夏期は植物の種類、強弱に應じ〇、二度乃至〇、五度液を用ゆるものとす

九、〇	九、五、〇	四六、九	三、〇	三、三、九	一八、二四、九二、六二、〇	九、四	八、五	七、四	六、九	六、三	五、八五、三五	三、七六、三、七八、三、一三一、六八一、三四一、〇七〇、八六
一〇、〇	一〇、六、〇	五、〇	三、七	二、五、八	二〇、四二、六八、二四、三二、四二〇、八	九、七	八、七	七、八	七、二	六、六	六、一	四、三三、三三、五二、九六一、六三一、三二、〇八
一一、〇	一一、八、〇	五、〇	三、六	二、八、七	二三、七八、八一、五、九二、八二、二〇、八	九、七	八、八	八、一	七、四	六、九	四、八九三、六九二、九〇二、三三一、八九一、五六二、三〇	
一二、〇	一二、〇、〇	六、四、〇	四二、五	三、六	二四、七三、七二、七、六二、五、三三、四二二、〇二〇、八	九、八	九、〇	八、二	七、七	五、五四、一五三、二七二、六五二、一八一、八三一、五三		
一三、〇	一三、〇	七、〇	四六、五	三、五、六	二七、四三、七二、九、三二、六、七二、四、七三、二一、九二〇、八二〇、〇	九、一	八、五	六、一	四、六二、三、六六二、九八二、四七二、〇七二、一七六			
一四、〇	一四、〇	七、六、〇	五二、〇	三、七、六	二九、八二、四、七二、〇二、八、三二、六、二二、四、四二、〇二、一、八二〇、八	九、九	九、三	六、七五、〇九四、〇六三、三三、七二、三三、一、九九				
一五、〇	一五、〇	八、二、〇	五、〇	四〇、七	三三、五二、六、八三、七二、〇、〇二、七、四二、五、六二、四、三二、二、八二、七二〇、八二〇、一	七、三	五、六四、四六三、六六三、〇七二、六〇三、二四					
一六、〇	一六、〇	八、九、〇	六〇、〇	四三、九	三四、〇二、八、九三、四、五二、四二、八、八二、六、八二、五、三二、九二、七二、〇、九	七、九	六、一四、八七四、〇三三、三八三、八七二、四八					
一七、〇	一七、〇	九、五、〇	六四、〇	四七、〇	三七、三三〇、九二、六、三三、九三〇、三二、八、二六、四二、四、九二、三、七二、二、六二、一、七	八、五	六、六五、三〇四、三七三、六八三、一四二、七三					
一八、〇	一八、〇	一〇、二、〇	六八、〇	五〇、〇	三九、八三三、二八、三二、四、五二、六二、九、四二、七、五二、九二、四、七二、三、五二、二、六	九、二	七、一五、七〇四、七三、四、〇三、四三三、九八					
一九、〇	一九、〇	一〇、八、〇	七三、〇	五四、〇	四二、五三、五、三三〇、〇二、六、二二、三、二〇、七二、八、七二、〇二、五、七二、四、五二、三、五	九、八	七、六、一	五、一四、三三三、七二、三、二				
二〇、〇	二〇、〇	一一、四、〇	七七、〇	五七、〇	四五、一三七、五三、九二、七、八二、四、六二、三、〇二、九、九二、八、二二、六、七二、五、四二、四、四	一〇、五	八、一六、六〇	五、五四、六五三、九九三、四九				
二一、〇	二一、〇	一二、二、〇	八二、〇	六〇、〇	四七、八三、九、八三三、八二、九、五二、六、二二、三、四二、二、一、九、三二、七、七二、六、四二、五、三	一一、二	八、七、〇	五、八四、九七四、二八三、七五				
二二、〇	二二、〇	一二、八、〇	八六、〇	六四、〇	五一、〇四二、〇三、五、八三二、二二、七、六二、四、七二、三、四二、〇、四二、八、八二、七、三二、六、二	一一、八	九、二、七、五	六、二	五、三四、五八四、〇三			
二三、〇	二三、〇	一三、〇	九一、〇	六七、〇	五三、〇四三、四三七、八三三、九二、九、一、二、六、二二、三、七二、一、六二、九、八二、八、三二、七、一	一二、六	九、八	六、六	五、七四、八八四、二九			

稀釋所製 比重	原液 比重	〇、一	〇、二	〇、三	〇、四	〇、五	〇、六	〇、七	〇、八	〇、九	一、〇	一、一	一、二	一、三	一、四	一、五	二、〇	二、五	三、〇	三、五	四、〇	四、五	五、〇
二四、〇	三八六、〇	一四三、〇	九六、〇	七一、〇	五六、〇	四六、七	三八八、八	三〇、七	二七、五	二四、九	二二、八	二〇、〇	一八、三	一六、〇	一三、三	一一、〇	九、三	七、〇	四、八	二、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇
二五、〇	三〇〇、〇	一五〇、〇	一〇一、〇	七四、〇	五九、〇	四九、一	四二、〇	三六、五	三三、九	三二、〇	三〇、三	二八、九	二七、二	二五、五	二三、八	二二、一	二〇、四	一八、七	一七、〇	一五、三	一三、六	一二、〇	一〇、三
二六、〇	三二五、〇	一五七、〇	一〇六、〇	七八、〇	六二、〇	五二、〇	四四、〇	三八、四	三三、〇	四二、七	六二、五	二二、三	二二、四	一九、九	一八、二	一六、五	一四、八	一三、一	一一、四	九、七	八、〇	六、三	四、六
二七、〇	三三〇、〇	一六五、〇	一一〇、〇	八二、〇	六五、〇	五四、〇	四六、一	四〇、二	三五、五	六三、九	二八、九	二六、四	二四、三	二二、〇	一九、七	一七、四	一五、一	一三、八	一二、五	一〇、二	八、九	七、六	六、三
二八、〇	三四五、〇	一七二、〇	一二六、〇	八六、〇	六八、〇	五七、〇	四八、四	四二、一	三七、二	三三、〇	三七、七	二五、四	二四、三	二二、九	二一、六	一九、三	一七、〇	一四、七	一二、四	一〇、一	七、八	五、五	三、二
二九、〇	三六一、〇	一七九、〇	一二〇、〇	八九、〇	七一、〇	五九、〇	五〇、〇	四四、一	三八、九	三四、八	三二、七	二八、九	二六、六	二四、三	二二、〇	一九、七	一七、四	一五、一	一二、八	一〇、五	八、二	五、九	三、六
三〇、〇	三七七、〇	一七八、〇	一二六、〇	九三、〇	七四、〇	六二、〇	五三、〇	四六、〇	四〇、七	三六、五	三三、一	三〇、三	二七、八	二五、五	二三、二	二〇、九	一八、六	一六、三	一四、〇	一一、七	九、四	七、一	四、八
三一、〇	三九三、〇	一九六、〇	一三三、〇	九七、〇	七七、〇	六五、〇	五五、〇	四八、〇	四二、五	三八、一	三四、六	三二、一	二九、六	二七、三	二五、〇	二二、七	二〇、四	一八、一	一五、八	一三、五	一一、二	八、九	六、六
三二、〇	四〇九、〇	二〇四、〇	一三七、〇	一〇一、〇	八一、〇	六七、〇	五七、〇	五〇、〇	四四、二	三八、七	三六、〇	三三、九	三一、〇	二八、二	二五、五	二三、二	二〇、九	一八、六	一六、三	一四、〇	一一、七	九、四	七、一
三四、〇	四六六、〇	二二二、〇	一四二、〇	一〇六、〇	八四、〇	七〇、〇	六〇、〇	五二、〇	四六、一	四一、四	三七、六	三三、四	三〇、三	二七、五	二四、八	二二、一	一九、四	一六、七	一四、〇	一一、三	八、六	五、九	三、二
三四、〇	四四二、〇	二二一、〇	一四八、〇	一一〇、〇	八七、〇	七三、〇	六二、〇	五四、〇	四八、六	四三、一	三九、一	三五、七	三二、八	二九、〇	二六、三	二三、六	二〇、九	一八、二	一五、五	一二、八	九、一	六、四	三、七
三五、〇	四五九、〇	二二九、〇	一五四、〇	一二四、〇	九一、〇	七六、〇	六五、〇	五六、〇	四九、八	四四、〇	四〇、六	三七、七	三四、一	三一、四	二八、七	二六、〇	二三、三	二〇、六	一七、九	一五、二	一二、五	九、八	七、一

備考

一、表中數字は稀釋倍数あり

一、本表引用法例へば上欄原液の比重即調製せし原液の比重三度のものを稀釋所要比重即ち使用せんとする比重〇、五度液に改めんとするには其原液比重三度欄と稀釋所要比重〇、五度欄との交叉欄内の數字即五倍一分の水を加へ稀釋すれば可なり斯くして得たる稀釋液は其比重即〇、五度となれるものなり

三六、〇	四七七、〇	〇三三八、〇	〇二五九、〇	〇二一八、〇	九四、〇	〇七八、〇	〇六七、〇	〇五九、〇	〇五一、八	〇四六、五	〇四二、三	〇三八、五	〇三三、八	〇二七、七	二二、七	二一七、八	二一四、六	二一〇、七	一九、三	八、三
三七、〇	四九五、〇	〇二四七、〇	〇二六五、〇	〇二二三、〇	九八、〇	〇八一、〇	〇七〇、〇	〇六一、〇	〇五三、七	〇四八、三	〇四三、〇	〇三八、八	〇三三、四	〇二七、九	二二、〇	二一八、六	二一五、二	二一一、一	一九、七	八、六
三八、〇	五二三、〇	〇二二六、〇	〇二二七、〇	〇二二八、〇	〇二〇一、〇	〇八四、〇	〇七二、〇	〇六三、〇	〇五五、七	〇五〇、一	〇四五、五	〇四一、五	〇三八、二	〇三三、四	二二、四	二一五、八	二一三、四	二一〇、四	一九、八	八、九
三九、〇	五三一、〇	〇二六五、〇	〇二二七、〇	〇二二三、〇	〇二〇五、〇	〇八八、〇	〇七五、〇	〇六五、〇	〇五七、八	〇五一、九	〇四七、一	〇四三、〇	〇三九、六	〇三六、七	二二、四	二一九、九	二一六、四	二一三、九	二一〇、五	九、三
四〇、〇	五五〇、〇	〇二七五、〇	〇二八四、〇	〇二七、〇	二〇九、〇	〇九一、〇	〇七七、〇	〇六八、〇	〇五九、九	〇五三、八	〇四八、五	〇四三、二	〇三八、五	〇三三、八	二二、七	二一七、八	二一四、六	二一〇、七	一九、三	八、三

一〇、鯨油殺虫合劑（三重縣立農事試驗場考案）

調 合 量		鯨 油
粗製苛性曹達	二十匁	一 合
インセクトール	五 勺	
水	五 合	

調 製 法

最初一斗を入るゝに充分なる鐵鍋を準備し水五合を入れ其の中に苛性曹達を投じ煮沸し其全く溶解するを待ちて鯨油一合を混和す此際液は乳白色を呈するも煮沸を繼續するときは漸次黃褐色と變じ遂に濃褐色となり且つ粘氣を帶び恰も飴を煮沸せるが如き状態となる此に於て「インセクトール」五勺を混入す此際液は直に黑褐色に變ず而して尙煮沸を繼續すること十數分間に及べば液面に薄き皮膜様のものを生成す茲に於て水二升五合乃至三升を注加するときは忽ち液中に多數白色石鹼塊狀の沈澱を生ずるに依

り尙少しく加温し該沈澱の自然消滅するを待ちて火を去り全量五升到達する迄水を追加し原液とす而して使用の際は害蟲の種類に應じ適度に稀釋するものとす

調製上の注意

一、鯨油は純粹のものにて他油の混和せざるものを使用す

一、苛性曹達は煮沸せる液中に投入すべからず

一、「インセクトール」は同名異品あり注意するを要す(液色黒色を呈す透明なる異品)

使用上の注意

一、撒布は可成晴天を撰ぶを効果多しとす

一、稀釋程度一斗以下なるものは發芽當時の蔬菜類を害することあれば注意すべし

適用害虫及稀釋量

一、蚜蟲は全量二斗のものを撒布す

一、茶貳蠨幼蟲は三齡迄は二斗三齡以上は一斗液を用ゆ

一、蔬菜螟蛉幼虫は一斗液を用ゆ

- 一、梨軍配蟲は成蟲、幼蟲共に全量四斗液を用ゆ
- 一、赤壁蟲は三斗乃至四斗液を用ゆ
- 一、刺蟲幼蟲は三齡以内は二斗液、三齡以上は一斗液を用ゆ

一一、松脂合劑

調 合 量			
水	魚 油	苛性曹達	松 脂
一 斗	五 勺	二十五匁	百 匁

調 製 法

定量の苛性曹達を煮沸鍋に投じ之に約二升五合の水を入れて溶解し加熱しつつ豫め細粉となし置きたる松脂を徐々に攪拌しつつ混ぜべし然るときは一時粘着膠狀のものとなるべし之を煮沸すること三十分乃至一時間に達せば全く溶解し淡黄褐色の液となる

茲に於て魚油を投じ尙攪拌しつゝ煮沸し稍々粘力を増し且つ黒味を加ふるを待ちて一斗に至らしめ尙攪拌煮沸して火を止め調製を終るものとす而して完全に出来上りたるものは冷却するに従ひ液面に薄き膜様のものを生じ暗褐色とあるものあり

調製上の注意

- 一、苛性曹達は九十八%以上のものを選びべし
- 一、苛性曹達の溶解する際には大に發熱するものなれば取扱に注意すべし
- 一、松脂は溶解を速かならしめんが爲め細碎して篩ひ置くべし
- 一、煮沸の際は最初より湯を用ひ決して冷水を使用すべからず

使用上の注意

- 一、本劑は使用に先ち布片を以て濾過するを要す
- 一、本劑は噴霧器にて撒布し又は刷毛にて塗抹すべし
- 一、本劑使用は可成晴天にして靜穩の日に於てするを可とす

適用害蟲及稀釋量

一、介殼蟲類は冬期は原液の儘用ゆ

一、蠟蟲亦同じ

一一、野鼠室扶斯菌

調合量	
殺菌溫湯	八合
培養室扶斯菌	大罐四十と少入一罐
食鹽	五グラム（一匁三分三厘餘）
蕎麥粉	五升

本法は野鼠の傳染病菌たる室扶斯菌を培養繁殖し前記の調合量によりて一個の蕎麥團子となし以て野鼠に添食感染せしむるの法にして先づ最初其實施當日の前晩に於て水を沸騰し其儘保存冷却せしめ當日に至りて又同様別釜に水を煮沸し茲に於て二者の水を桶或は「バケツ」の類に入れ攝氏三十五度乃至四十度の溫湯に調和し其溫湯の所定量を捏鉢（俗にカフト鉢と云ふ）に入れ培養基及食鹽を溶解せしめ次で野鼠の食餌中最も

嗜好する蕎麥粉の定量を混入し普通團子となし得る適度に軽く捏ね合せ拳大の蕎麥團子となし一個宛を古新聞紙八ツ切となしたる大さのものにて包み豫て準備せる人夫一人毎に一包を所持せしめ驅除實施地の或る一端に整列せしめ列を崩さず一定の擔任距離を保ち前進し鼠穴を認めたるときは各自手にせる團子を指頭大に摘み切り丸めて小團子となして穴中に可成深く一粒宛を投入し置き野鼠の食料となし病菌を感染せしめ斃死を謀るにありて効果極めて顯著あるものなり

殺菌劑の製法

一、石灰ボルドー液

調合量	
硫酸銅	百二十匁
生石灰	百二十匁
水	一斗乃至四斗

調製法

此液は調製に際し使用する水の分量に依り其呼稱を異にするものにして例へば二斗の水を以て調合したるものは二斗式と稱し三斗のものは三斗式と稱するが如く異名を有するも之れ只水の用量のみを異にするのみにして硫酸銅及び生石灰の調合量に於ては常に一定し更に差異あるあとなし故に此名稱は其液の濃度を示すものと知るべし今左に二斗五升式のものに付き其調製方法を示さん先づ大桶一個小桶二個を準備し（大桶は三斗小桶は一斗五升を入れるゝに足るもの）一つの小桶には熱湯二升を入れ之に細粉せる硫酸銅定量を麻布若くは小筧に入れて浸すべし然るときは硫酸銅は暫時にして溶

解するを以て此時一斗五合の水を追加し全量をして一斗二升五合とあらしむ而して他の小桶には生石灰の定量を入れ温湯又は水を少許宛徐々に滴下し以て充分に消化せしめ後水一斗二升五合を注加し能く攪拌溶解せしむ茲に於て豫め準備せし大桶上に細目の箆或は篩様のものを受け之を通じて前兩液を双方より同時に濾過しながら移し込み能く攪拌混和せしむべし斯くして出來上りたる混和液は薄糊の如く少しく粘氣を帶び蒼色を呈す之れ即ち二斗五升式ボルドー液なり

ボルドー液良否鑑定法

ボルドー液は其調製法の功拙又は原料撰擇の如何により時として不良の結果に陥り之を用ふれば却て植物を枯損するに至ることあり故に調製後は必ず左の方法に依り良否を鑑別して使用するを要す

一、試験紙識別法、液中に青色試験紙を浸し更に變色せざるを可とし若し少しにても赤色に變ずる場合には不良あるを知るべし

一、黄色血鹵鹽液識別法、黄色血鹵鹽「オンス」を水三合中に溶解せしめたる黄色の

液を「ホルダー」液面に二三滴注下し若し液面に紫褐色の變色を認めたるときは不良あるものにして何等變色を認めざるか又は淡黄色を呈する時は共に佳良なるものと知るべし

前記方法に依り鑑別し若し不良なるものは更に生石灰液を追加再び鑑定し完全となし後使用するものとす

調製上の注意

一、桶には水量を測るの手續を省く爲め其内面に一升又は二升毎に目盛りをなし置くを便とす

一、硫酸銅は工業用のものにて可なるも生石灰は可成新しき風化せざる良品質のものを用ふべし

一、硫酸銅は鐵器を腐蝕せしむるものなれば調製容器は桶又は陶器を用ひ決して金屬製のものを使用すべからず

一、生石灰を消化せしむるには熱湯を用ふべきも稀釋の爲めには必ず冷水を用ふべし

一、初め熱湯を以て硫酸銅を溶解したる液は必ず冷水を以てするを要す

一、両液を混和するには必ず双方より同時に大桶に移し決して生石灰液中に硫酸銅液を注ぎ入れ又は硫酸銅液中に生石灰液を混入せしむるが如き或は兩液の濃厚なるものを先に混和し置き後水を加へて稀釋することなき様注意するを要す

使用上の注意

一、調製後數時間を経過し沈澱を認むるが如きものは甚しく殺菌力を減するものなれば使用の都度調製し新鮮なるものを使用するを要す

一、晴天にして可成靜穩の日を撰び撒布すべし

一、撒布後數時間ならずして降雨ありたる場合は雨後再び撒布するを要す

一、使用中は屢々攪拌又は振盪し沈澱せざる様注意すべし

一、撒布は努めて叮嚀にし作物の基幹枝葉表裏等全部洩れなく潤ふ様注意するを要す

一、蠶兒には有毒あるものなれば桑樹の病害豫防又は桑園に接近せる作物には之を用ひざるを可とす但し其桑葉を蠶に與へざる年には此限にあらず

一、本劑は胡瓜の類及收穫に近づきたる果實に撒布するときには汚点を存し外觀宜しからざる故此場合には後に記す所の曹遠「ボルドー」又は炭酸銅「アンモニヤ」液を用ふるを可とす

一、本劑使用の爲めに生じたる汚点は食用酢の少量を混じたる水にて洗滌するときには容易に之を去るを得べし

一、本劑は蔬菜に對しては三斗式果樹にありては開花前二斗五升式其後は三斗式を用ゆるものとす

一、本劑は一期間唯一回を以て充分なりとする能はず少くも三回以上撒布するを要す
一、本劑は作物の病害を治療するものにあらずして全く豫防の爲め用ゆるものたるを忘るべからず

適用すべき病害類

一、梨赤星及黑星病

一、葡萄炭疽病

一、蔬菜ウドンコ病

一、瓜類の露菌病

一、其他空氣傳染により起る果樹蔬菜等の諸病害

一、貯藏中腐敗を起す諸病（貯藏の際使用するを要す）

一、樹幹に附着せる地衣類

一、樹木の傷痕又は切口の消毒

二、曹達^{ボルドー}液

第一法調合量

硫酸銅	五十匁
炭酸曹達	六十五匁
水	一斗乃至一斗二升

第二法調合量

硫酸銅	五十匁
苛性曹達	十四匁

一水

一斗乃至一斗二升

調製法

石灰ボルドー液の製法手順と敢て異なるあく只生石灰の代りに炭酸曹達又は苛性曹達を用ゆるの差あるのみ

曹達ボルドー液良否鑑定法

一、石炭ボルドー液に同じ

調製上の注意

一、前法の鑑定により不良の反應を呈せし時は更に曹達又は石灰液を加へ再び鑑定を行ひ完全となし用ゆべし

一、調製後は液瑠璃色を呈するも往々黒色に變ずるゑとありて果物に汚点を生ずるの患ある故此場合には少許の石灰水を加ふれば液色を淡くし其恐れ少なきに至る

一、以上の外石灰ボルドー液に同じ

使用上の注意

一、石灰ボルドー液と同様の注意を要す

適用すべき病害類

一、石灰ボルドー液に同じ殊に石灰ボルドー劑に比し作物を汚染すること少なきを以て温室内庭園等觀賞植物其他果實葉菜等の病害豫防に適す其効果は敢て石灰ボルドーに劣るゑとあし

三、炭酸銅安母尼亞液

炭	酸	銅	三匁三分
調合量			
水	強安母尼亞水	百三十五瓦(七勺五才)	
		一斗乃至二斗	

調製法

先づ便宜の小容器に炭酸銅を入れ極少量の水を注ぎ竹箆の類にて煉り充分固形体を解きて糊狀となし之れに定量の強安母尼亞水を攪拌しつゝ少量宛加へ充分溶解したるも

のを以て原液とし使用の際は之に水一斗乃至一斗二升を加へ用ゆるものなり尙原液は適宜瓶中に密閉し貯へ置くことを得

調製上の注意

一、炭酸銅は細粒狀の塊ありて容易に溶解し難さにより之を乳鉢の類に入れ少量の水を加へ粒塊を摺り碎き練るを便なりとす

一、炭酸銅は溶解容易ならざる故先づ五六分通りの安母尼亞液を加へたる頃一旦上澄の溶液を別器に移し残りたる炭酸銅を再び竹筥の類にて充分に練り残りの安母尼亞液を徐々に加へ充分溶解せしめて別器に分ち置きたるものと混するを可とす若し斯くするも尙充分解けざる場合あらば其儘使用し決して定量以上の安母尼亞液を加ふべからず可成手早く調製を終るゝに注意し原液を貯藏するに當り密閉するゝを忘るべからず

一、炭酸銅を得難き土地にありては硫酸銅と炭酸曹達を以て之を自製し得るの便利あり

今其製法を記せば先づ炭酸曹達八百匁硫酸銅七百匁許を各々水一斗宛に溶解し置き曹達液を少量宛靜かに硫酸銅液中に攪拌しつゝ注加するときには化學變化を起して淡藍色の溷濁を生ず而して其儘約二十四時間放置すれば溷濁は自然器底に沈澱す此時靜に上澄液を悉く流し去り再び新に水二斗を加へて充分攪拌し二十四時間放置し上澄液を流し去ること前の如くすべし斯くすること二三回にして沈澱物を日光に乾かし水分を去るべし此の乾燥せるもの即ち炭酸銅なり

使用上の注意

一、石灰ボルドー液に同じ

適用すべき病害類

一、前記ボルドー液に同じ殊に本劑を使用するときには少しも作物に汚染を止めず此點は曹達ボルドー液に比し一層可とする所にして其効力も亦前二者に劣ることなし

四、砂糖ボルドー液

調 合 量

水	砂 糖 蜜	生 石 灰	硫 酸 銅
一斗乃至三斗	百二十匁(黑砂糖なれば八十匁)	百二十匁	百二十匁

調 製 法

三斗式の場合には一斗の水に硫酸銅、一斗の水に生石灰、残りの一斗の水に砂糖蜜を充分に溶解せしめて三液を同時に大桶に混和し能く攪拌し布片にて濾過すれば可なり而して砂糖蜜の代りに普通黒砂糖を使用するも妨げあし此場合には砂糖蜜の半量にて充分ありと知るべし

調製上の注意

- 一、硫酸銅及生石灰の溶解法は石灰ボルドー液に同じ
- 一、三溶液の混和法は石灰ボルドー液の如く同時に混和せざるも妨げなし
- 一、砂糖蜜の代りに黒砂糖を使用せんとするときは如何なる品質のものにても可なり

と雖も經濟上可成粗製品を用ふるを得策とす

使用上の注意

一、本劑は粘着力強く作物を汚染すること石灰ボルドー液に比し一層多きを以て其心得を以て使用すべし

一、其他前記ボルドー液に同じと雖も果樹の開花中に用ふるを特徴となす

適用すべき病害類

前記ボルドー液に同じ殊に本劑は粘着力強きを以て降雨頻繁なる場合に用ふるに適す尙組織軟弱の植物に對しても損傷を與ふるあとなし

五、フオルマリン液

土壤中の病菌を消毒するに適用するものなるも價格廉ならざるが爲め使用し難しと雖も苗床の如く面積狭小なるものには應用し得るものにして効果あり

使用法、面積一坪に對しフオルマリン液一ポンドを水五升位にて稀釋し噴霧器にて初

め土壤面に全量の三分の一を撒布し次で土を覆ひ爾后二回同様繰返し終に能く土を攪拌して後土を均らし表土を鎮壓し四五日間を経て時々土壤を攪拌して「フォルマリン」瓦斯を發散せしめて栽植或は播種するものとす

六、石灰乳

石灰乳は土壤中の病菌及球根類の病菌を豫防するに使用するものにして調製法は生石灰重量を單位とし水を以て希望倍數に應じ稀釋するものとす例へば石灰十倍液を作るには生石灰一貫匁を水十貫匁に溶解すれば可なり

七、冷水温湯浸法

本法を行ふには收穫より播種期間内に便宜行ふものにして先づ麥種子を六七時間冷水に浸し置き時々攪拌して克く水の行き渡る様注意し浸水期間終れば日蔭の場所にて種子を掬ひ上げ水を切り次で四斗樽の類に華氏百二十二度（攝氏五十度）の温湯を調へ其

中に種子を浸し再三上下に掻き交ぜ種子の克く温まりたるを待ちて更に華氏百二十二度（攝氏五十五度半）の温湯中に移し替へ五分間浸し置き時々上下し種子全体に同温度を感じしむること肝要あり五分間中若し温度下降すること二度以上なるときは一時種子を容器と共に引上げ手早く熱湯を追加し温度を恢復せしめ再び種子を浸すべし斯くして五分間を経ば引上げ直に冷水を注ぐか或は冷水中に浸し種子を冷却せしめ茲に擴げ風乾し保存若くは播種期間際のものは直に播種するものとす

瓦
斯
燠
蒸
法

一、青酸瓦斯

本法は果樹其他の植物に寄生する害蟲類（殊に介殼蟲）を驅除するに最も適當なるものにして種子、種苗に應用し得る容易なる良法とす然れども此瓦斯は毒性激烈にして人若し其微量を吸入せば知覺を失ひ其量多きに過ぐれば直に死するに至る故に應用者は宜しく此点に注意すべきなり

原料藥品の性質

青酸加里、白色塊狀或は板狀をなせる結晶のものにして純粹のものは九十八%以上、粗惡なるものは二十七・八%以上の青酸を含む大氣に觸るゝときは直に炭酸を吸入して青酸を放散し容易に分解す性極めて有毒なるものあれば取扱上注意し決して直接手に觸れざる様必ず「ビンセツト」の類にて取扱ふべし

硫酸、無色無臭澄明の液にして比重一・八三六乃至一・八四〇を有す水分を吸收する性極めて強く水を加ふれば大に發熱す故に稀釋の際は徐々に之を水中に注加し決し

て硫酸中に水を加ふべからず尙本劑は劇藥なるを以て取扱上充分なる注意を要す劇烈なる腐蝕性に富む

燻蒸方法

之れが燻蒸方法は所定の水を稍々大形の瀬戸焼製容器に入れ其内に同定量せる硫酸を分注し而して其液中に青酸加里を投入するときは無色ある瓦斯の直に發生するを認む之れ即ち青酸瓦斯にして總ての害蟲を驅除するに有効あり右は必ず密閉室若くは瓦斯の漏洩せざる天幕を樹木に覆ひ其の中に於て行ふものにして燻蒸時間は四十五分間乃至一時間とす必ず冬期休眠期に行ふものとす若し春夏秋冬期に行ふときは溫度により藥量及時間を改めざるべからず左に一千立方尺の容積に對する有効瓦斯發散の調合定量を記す

冬期燻蒸

夏期燻蒸

青酸加里

二百五十瓦

百乃至百五十 cc

硫 酸

三百七十五 cc

百五十乃至二百二十五 cc

水

六百六十三 cc

二百二十五乃至三百三十八 cc

燻蒸時間

四十五分乃至一時間

全十分乃至三十分

備考

青酸加里は普通坊間に販賣せるものは往々品質劣悪なるものあれば燻蒸用のものは九十八%以上含有せるものを撰ぶべし又硫酸も比重一、八三以上のものたるべし

二、二硫化炭素

現行はるゝ貯穀害蟲の驅除豫防法中奏効最も確實にして有利なるは二硫化炭素の應用ありとす此法に依る時は各種の害蟲は勿論倉庫内に棲息する鼠類に至る迄悉く死滅せしめ得べく尙重積せし俵裝の内部に發生せしものに對しても能く驅除の目的を達し得るものなり今項を分ち本法を詳説せば次の如し

(イ)

二硫化炭素の性質及選擇

二硫化炭素は無色透明の液体にして空氣中に露らし置く時は直ちに瓦斯体とな

りて揮發し極めて有毒ある刺激性の惡臭を放つ此の瓦斯は空氣より重く自然に下降するの性を有す尙ほ此の瓦斯は頗る引火し易く發火する性あり害蟲驅除に使用すべき二硫化炭素は成るべく純粹なるを可とす然るに普通販賣するものには往々品質粗惡にして驅除の効を奏する能はざるもの少からず故に之が購入に際して成る可く最寄りの驅除實施者相共同し確實なる商店に命じて購入するを可とす斯くする時は藥品の品質正確なるのみならず價額も亦割合に低廉なるの利あるべし（現今長野市に於ける相場は約一磅金貳拾五錢なり）尙參考の爲め藥品の良否鑑別の簡易なる方法を示せば左の如し

一、純良なる二硫化炭素は無色透明なるも粗惡のものは稍黄色を帶び甚しきは容器の下底に硫黃の分離沈澱せるものあり故に若し容器に着色ある場合には（即ち色瓶に容れある場合には）無色透明の硝子瓶に少許の液を移し其の良否を確むべし

一、純良の二硫化炭素は其の液を振盪する時は音響高く且つ光線の反射強し

(ロ)

一、純良なる二硫化炭素は中性なり故に「リトマス」試験紙にて檢し赤青紙共に變色せざるものを可とす

倉庫の準備

二硫化炭素應用の驅除法を實施するに當り最も周到なる注意を要するは倉庫の密閉なりとす若し密閉不完全なる時は瓦斯は微細の孔隙も尙通過洩出し驅除の目的を達する能はざるは勿論之れが爲め意外の危險に陷るゝと決して尠なからず故に倉庫は如何に完全なる構造なりとも必ず目張りを行はざるべからず即ち床板、天井、窓、戸板、柱と壁との間隙等は勿論、板の節穴、鼠穴等仔細に檢し日本紙を以て三四重に目張りを施し瓦斯の洩出を防ぐべし倉庫不完全なるか破損甚だしく充分ある目張を施す能はざる倉庫にありては全く實施の効なきものを知るべし

(ハ)

二硫化炭素の使用量

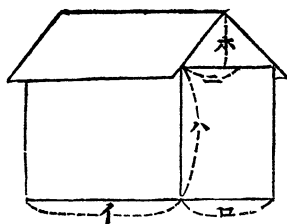
二硫化炭素の使用量は倉庫の容積により一定する能はず故に之を知るには先づ

倉庫の容積を測り計算せざるべからず而して其の一千立方尺に對する此の藥品の割合は四封乃至五封ありとす（然れども貯穀なきか若くは貯穀少なき倉庫にありては三封にて能く効を奏すべし）故に次の式に依り使用量を算出すべし

$$\frac{(イ \times ロ \times ハ) + (イ \times ニ \times ホ)}{1000} = \text{倉庫容積} \text{立方尺}$$

$$\frac{\text{倉庫容積} \text{立方尺} \times \text{千立方尺に對する藥品量}}{1000} = \text{使用藥量}$$

備考 ニはロの二分の一とす



例令はイは十五尺ロは九尺ハは八尺ホは三尺と假定し千立方尺に對し四封度を
使用するものとせば次の如く計算すべし

$$(15 \times 9 \times 8) + (12 \times \frac{9}{2} \times 3) = 128825$$

$$\frac{1282,5 \times 4}{1000} = 5,300$$

即ち五封度強を使用せば可なるべし

(二) 二硫化炭素取扱の注意

二硫化炭素は前記の如く揮發し易く且つ其の瓦斯は頗る有毒なるを以て使用の際は成るべく手早く作業を終るゝとに努め決して瓦斯を吸入することなき様注意すべし然れども危険を恐るゝの餘り猥りに作業を急ぐ時は反りて藥品の飛沫は目に觸るゝことありて痛傷を感じるものなる故充分沈着に作業を爲さるべからず尙此より發する瓦斯は引火爆發し易き性あるを以て藥品取扱の時は勿論倉庫附近に決して火氣を近けざる様嚴重に取締るを要す又此藥品を購入後使用する迄の間は倉庫、床下等の冷涼なる暗所に保存し瓦斯の洩出せざる様時々注

意すること肝要あり

藥品の配置並倉庫の密閉

(ホ)

驅除實施に當り倉庫の目張り其の他諸準備終らば穀物を積み込み（積方は瓦斯の透過し易き様注意すべし）其の最上部より尙一尺以上の高位に扁平にして淺き容器（成るべく陶器を可とすれど金盞の類にても差支へなし）數個（倉庫の廣さに應じ其數を増減すべきも少くも四五個以上なるべし）を處々に平等に配置し其の傍らに所要の藥品を配るべし斯くして一名又は數名の作業手は手に金槌の類を持ち豫め定め置きたる受持の個所に至り手早く藥品の瓶口を打ち割り藥品を容器に移し速に倉外に出て入口の戸を閉し戸の周圍は嚴重に目張を施し置くべし斯くする時は容器内の藥品は漸次揮發し瓦斯は倉庫内に充満して害蟲を死滅せしむ密閉後は更らに時々倉庫の周圍を見廻り瓦斯の洩るゝが如き場合には其個所を調べて目張をなす等充分注意し所定時間の經過するを待つべし

倉庫密閉時間並開放

(ヘ)

(ト)

密閉時間の長短は倉庫の構造如何及燻蒸時期に依り加減せざるべからず當場に於ける試験の成績に依れば六月以後九月迄は完全なる倉庫にありては三十五時にて確實の効を奏すと雖も普通の倉庫にありては如何に目張を嚴にするも尙多少の洩出を免れざる爲め五十時間密閉するにあらざれば奏効充分ならず即ち密閉後五十時間を経過せば先づ入口の目張を切開して戸を開放し次に外部より窓を開き以て有毒瓦斯を散逸せしむべし斯くして開放後は尙瓦斯中毒の慮ある故附近に近づくことあく少くも一時間の後にあらざれば倉庫内に立入るべからず又開放に當りては一層附近の火氣に注意し之れを近づけざる様注意すべし

驅除實施の適期

驅除實施の適期は害蟲の種類及其の地方の氣候に依り一定すべからずと雖も本縣に於ては概ね六月下旬乃至七月上旬に於て穀蛾其の他害虫類の幼蟲發生するを以て此時期に於て行ふを最も有効なりとす

(チ)

二硫化炭素の穀類及其の他諸物品に及ぼす關係

二硫化炭素は米麥其の他穀類の品質色澤等に何等の影響を及ぼすことあきは勿論種子の發芽に對しても決して害を與ふるあとなきものなり然るに往々是等の点を憂慮し驅除の實行を躊躇するものあるは甚だ遺憾とする處なり尙農家の倉庫には往々穀類の外階上に衣類家具類書籍類を藏むるものあれども是等に對しても亦著しき損害を與ふるものにあらず只左記の物品は二硫化炭素の瓦斯に觸れ多少變色するの虞あるを以て驅除實施前豫め取出し置くを可とす

一、金、銀細工品

一、水分に富む種諸類其他

一、金銀蒔繪及箔紙

一、アンモニヤ水及酒

一、銅器

一、絹布(殊に濃き染色のもの)

一、木炭

二硫化炭素應用驅除の利益

二硫化炭素を應用し驅除を完全に行ふ時は虫害を免れ貯藏中穀類の減量品質の

(リ)

惡變等を防ぎ其利益は驅除に要せし諸費を償ふて尙多くの餘りあり今當場監督の許に普通農家の倉庫に就き調査試験したる一二の成績を掲げて参考に供せん

經費の調査

	倉庫の容積	貯穀	貯穀の數量	使用藥品量	藥品價格	雜費金額	支出總金額
甲	九九〇 ^{立方尺}	玄米	九〇三 ^俵	四〇 ^{ポンド}	一三、二〇〇 ^円	三、〇七五 ^円	一六、二七五 ^円
乙	七一〇	玄米	一二〇〇	二九	九、五七〇	一、三五〇	一〇、九二〇

備考 一、雜費は俵の出入、目張其他の人夫賃及目張用紙糊等の代價を計上す

驅除効顯試驗

此試験は神力種玄米に就き驅除を實施せしものと否らざるものとは貯藏中の減量に如何なる差異を生ずるものなるやを知らん爲め四十三年六月八日に驅除を行ひ同時に驅除せざるものと同一の場所に貯へ置き約三ヶ月後即ち九月一日に

至り調査したるに差表の如き成績を得たり

試験區別	驅除前		九月一日に於ける一俵容量	同上重量
	俵容	量一		
驅除したるもの	四、〇〇 _斗	一七、二〇〇 _匁	四、〇〇 _斗	一七、二〇〇 _匁
驅除せざるもの	四、〇〇	一七、二〇〇	三、八八	一六、七〇〇

前表によれば驅除を實施したるものは三ヶ月の後に於ても容量及重量共に減少するおとなきも驅除せざるものにおいては一俵に付き一升二合（重量に於て五百匁）を減じたり以て驅除の効果著しきを知るべし

今前記の調査並に試験成績に基き實際の損益計算を掲ぐれば次の如し

甲倉庫（九九九〇立方尺）

驅除費 金拾六圓貳拾七錢五厘

驅除効果益 金百參拾圓參錢貳厘

但し驅除實施の爲め一俵に付一升二合の減米を免れ在庫米九百〇三俵に對し拾石八斗三升六合の損害を防止したるを以て一石代金拾貳圓として計上の益金

差引益金百拾參圓七拾五錢七厘

(一俵に對する利益金拾貳錢五厘強)

乙倉庫 (七一一〇立方尺)

驅除費 金拾圓九拾貳錢

驅除効果益 金百七拾貳圓八拾錢

但し驅除實施の爲め一升二合の減米を免れ在庫米一千二百俵に對し十四石四斗の損害を防止し得たるを以て一石代金拾貳圓とし計上の益金

差引益金百六拾壹圓八拾八錢

(一俵に對する利益金拾參錢四厘強)

驅除の利益實に斯の如し如之驅除を行はざるものにありては米質漸次惡變して色澤を損し質脆弱となり精白するに當り更に損失を加ふるに至る今當場に於て前記驅除効顯試驗を更らに繼續して之れを精米場に依托し搗減りの差異を調査したるに左の如し

驅除したるもの	九月一日ニ於ケル一俵ノ容量	同精白後ノ容量	同搗減量	同搗減歩合
驅除せざるもの	四斗〇〇	三斗八七	一三合	三斗八
	三、八八	三、七〇	一八、	四、九

前表により之を見れば精白の際驅除せざるものは驅除を行ひたるものに比し一俵に付き五合の損失あるを示し更に貯藏中の減損を加ふれば實に一俵に付き一升七合の相違を來すを知るべし

〔注意〕 二硫化炭素は中毒、發火等の危險ありて驅除實施の際注意を要する事項多々あるを以て施行の際は相當の技術者の指導監督を受くるを要す

驅除豫防用噴霧器種類及價格

一、牛田式噴霧器	金拾參圓五拾錢
一、米澤式背囊式噴霧器	金參拾貳圓
一、緒川式噴霧器	金拾壹圓五拾錢
一、小澤式噴霧器	金拾貳圓
一、サクセス噴霧器	金拾六圓
一、三星式自働噴霧器	金拾五圓
真鍮製	
ニツケル鍍金製	
一、三星式省力噴霧器	金拾七圓
一、三星式ライオン噴霧器	金拾四圓
一、米澤式園藝用足踏噴霧器	金七圓八拾錢
一、鈴木式チャンピオン噴霧器	金拾五圓
	金拾六圓

- 一、鈴木式一本管噴霧器 金拾參圓
- 一、鈴木式エムエス噴霧器 金九圓五拾錢
- 一、鈴木式改良輕便噴霧器 金六圓八拾錢
- 一、宿谷式噴霧器 金七圓五拾錢
- 一、強力細噴霧器 金八圓九拾錢

驅除豫防劑用藥品及價格

品名	數	量	價	
			現	在
石油	一	升	金貳拾五錢	金拾八錢
シスター石鹼	一	個	金拾錢	金拾四錢
ファイ浮石鹼	一	個	金拾七錢	金拾五錢
除蟲菊粉	一	ポンド	金七拾五錢	金六拾錢

酒	アルボース鹼石	硫黃	生石	松脂	粗製苛性曹達	鯨油	硫酸銅	炭酸曹達	炭酸銅	砂糖蜜	黑砂糖
精	個	一斤(百六十匁)	貫	斤	ポンド	斗	斤	ポンド	ポンド	ポンド	斤
金壹圓五拾錢	金拾錢	金拾六錢	金五拾五錢	金拾六錢	金參拾五錢	金五圓	金四拾錢	金貳拾五錢	金貳拾圓	金貳拾貳錢	金拾九錢
金壹圓	金拾錢	金拾錢	金五拾五錢	金拾錢	金拾錢	金參圓	金拾五錢	金拾錢	金八拾錢	金拾八錢	金拾七錢

黄色血鹵鹽	一	ポ	ン	ド	金貳圓八拾錢	金四拾五錢
强安母尼亞水	一	ポ	ン	ド	金四拾八錢	金四拾錢
イソセクトール	一	ポ	ン	ド	金貳拾五錢	金貳拾五錢
硫酸	一	ポ	ン	ド	金五錢	金參錢
靑酸加里	一	ポ	ン	ド	金貳圓五拾錢	金壹圓
二硫化炭素	一	ポ	ン	ド	金貳拾五錢	金拾七錢
フオルマリン	一	ポ	ン	ド	金壹圓四拾錢	金四拾錢

害蟲驅除豫防法

明治二十九年三月 改正 明治三十五年二月
法律第十七號 法律第九號

第一條 此法律に於て害虫と稱するは農作物を害する各種の蟲類を云ふ

第二條 驅除豫防すべき害蟲の種類及驅除の方法は農商務大臣の認可を経て地方長官之を定む認可を経たる種類以外の害虫發生し急速の處分を要するときは地方長官臨時驅除豫防の方法を定め之を施行することを得此場合に於ては直に其旨を農商務大臣に具申すべし

第三條 害蟲田畑に發生したるとき又は發生の虞れあるときは地方長官は豫め期限を定め該田畑の作人をして驅除豫防を行はしむべし

前項の場合に於て作人驅除豫防を行はざるときは地方長官は市町村費を以て之を行ひ市町村をして該作人より其費用を徴收せしむるふとを得其費用の徴收に關しては市制第二百二條及町村制第二百二條を適用す

第四條 害蟲蔓延したるとき又は蔓延の兆あるとき若くは害蟲田畑以外の地に發生したるとき又は發生の虞れあるときは地方長官は市町村費を以て驅除豫防を行ふふとを得

第五條 地方長官は前條の驅除豫防の爲に市町村に命じて夫役を市町村全部又は一部の田畑の作人及所有者に賦課せしむるふとを得

夫役は害蟲の種類に依りて田又は畑に區別して賦課することを得

夫役の賦課は段別又は地價を以て準率と爲すべし

夫役は各別の率に依り小作人及地主に賦課するふとを得本條の場合に於ては市制第二百二十三條及町村制第二百二十七條を適用せず

第六條 地方長官は驅除豫防の爲め必要あるときは市町村費を以て溝渠を設け又は農作物薙刈株雜草を拔棄若くは焼却するふとを得

本條の場合に於ては第五條の規定を適用す

第七條 驅除豫防の必要より生じたる損害に對し被害者は賠償を要求するふとを得ず

第八條 土地所有者管理者又は使用者は官吏及其指揮を承くる者其地に入り驅除豫防に従事するふとを拒むふとを得ず

第九條 地方長官又は郡長は必要なる場合に於ては北海道地方費府縣稅(地方稅)又は郡費を以て第三條第四條第六條の費用を補助し若くは驅除豫防に必要なる器具を給與し又は貸與するふとを得

第十條 蟲類以外の動物又は黴菌と雖も農作物を害せんとするとき又は害するの虞れあるときは地方長官は農商務大臣の認可を経て此法律を適用するふとを得

第十一條 第三條の場合に於て地方長官の命令に従はざるものは五錢以上壹圓九十五錢以下の料料又は一日以上十日以下の拘留に處す

第十二條 第六條及第八條に依れる官吏若くは其指揮を承くる者の行爲を妨害するものは貳圓以上貳拾圓以下の罰金又は十一日以上二十日以下の重禁錮に處す

第十三條 傳令中市町村に關する規程は北海道の區町村、沖繩縣の區間切嶋及市制町村制を施行せざる地方に於ける市町村に準すべきものに之を準用す

第十四條 此法律は明治二十九年四月一日より施行す

害蟲驅除豫防法取扱手續（明治二十九年三月 農商務省訓令第六號）

第一條 害蟲驅除豫防法第二條第一項に依り驅除豫防すべき害蟲の種類及驅除豫防の方法に付き本大臣の認可を請ふときは各害蟲に付き左の事項を記載すべし

一、名稱、方言

二、主なる被害農作物の種類

三、驅除豫防の方法

害蟲驅除豫防法第二條第二項の場合に於ても本條の事項を記載したる書面を添ふべし

第二條 害蟲驅除豫防の施行に係る命令を發布したるときは其都度本大臣に報告すべし

第三條 害蟲一市町村以上に蔓延したるとき又は蔓延の兆あるときは隣接市町村に於て同時に驅除豫防を行ふべし

第四條 害蟲隣接府縣に蔓延せんとするの虞あるときは其旨を關係府縣に急報すべし

第五條 二府縣以上に跨り害蟲蔓延したるときは關係府縣は臨時驅除豫防の方法を議定し施行區域を定め驅除を

行ふべし此場合に於ては府縣知事は其區域及第一條第一項の事項を記載したる書面を添へ直に其旨を本大臣に具申すべし

第六條 害蟲驅除豫防法第十條に依り蟲類以下の動物に對し該法律の適用に付き本大臣の認可を請ふときは本令第一條第一項の規定を適用す

第七條 害蟲發生したるときは直に其旨を本大臣に急報すべし

第八條 害蟲蔓延し若くは蔓延の兆ありて市町村費を以て之が驅除豫防を行ふときは其都度直に左の事項を本大臣に報告すべし

一、害蟲の種類

二、郡市町村名

三、被害農作物の種類及被害見積段別

四、被害の状況

第九條 毎年度に於て市町村費を以て施行したる害蟲驅除豫防に關する事項は左の表式に依り翌年四月三十日まで本大臣に報告すべし

様式

害蟲驅除豫防報告 (各害蟲に付區分すべし)

害 蟲 名			
郡 市 名	何 市	何 郡	計
被害 の 數 町			
同上 農作 の 種類			
同上 見 別 積			
此平 年 收 獲 高			
被害 に 付 見 積 減 除 高 額			
豫防 に 係 る 市 町 村 費			
同上 夫 役 の 數			
同上 郡 費 補 助			
同上 府縣 稅 (地方稅) 補 助 額			

害蟲豫防驅除ニ關スル法令（長野縣）

第一條 明治二十九年法律第十九號ニ依リ本縣下ニ於テ驅除豫防スベキ害蟲テ種類左ノ如シ（明治三十五年縣令第四十七號）

害蟲名	方	言	主ナル被害植物
螟	虫	ズイムシ、シンムシ、シザシ、シンキリ、サシムシ	稻
浮	子	ウンカ、コヌカムシ、イネノヨコバイ、ヨコバエ	全
泥	虫	ドロコ、ドロシヨイ、ペロムシ	全
苞	虫	ツトムシ、チマキムシ、ハマグリムシ、カラゲムシ	全
葉	虫	ヨツリムシ、キンズナツマキリ、センコウムシ	全
蝗	虫	イナゴ	全
青	虫	アナムシ、イナシヤクトリ	全
地	蠶	ヨトウムシ、コウジク、キリウシ、ホキリムシ、シムシ	粟、大麻、蔬菜
金	子	コガネムシ	麥、豆、蔬菜、果樹
站	螭	ケムシ	桑、果樹

天	桑	象	蛭	綿	蛤	桑	桑
牛	尺	鼻				葉	葉
蝻		虫	虫	虫	蝻	甲	捲
カミキリ、ケキリ、ジンドウ、テツボウムシ	クワシヤクトリ、ボウムシ、エダシヤクトリ	ゾウムシ	アブラムシ、クワジラミ	ワタムシ果	ナメクジ	クワハムシ	クワハマキ
全	桑	稻、豆、果樹	穀菽、蔬菜、桑、果樹	果樹	桑、麥、蔬菜	桑	桑
上							

第二條 害蟲田畑ニ發生シタル時又ハ發生ノ虞アル時ハ作人ハ直チニ驅除豫防ニ着手シ同時ニ口頭若シクハ書面ヲ以テ市町村長ニ届出テ町村長ハ郡長ニ郡長ハ知事ニ急報スベシ郡市町村長ニ於テ害蟲田畑ニ發生ノ虞アル時亦同シ

第三條 郡市町村長前條ノ報告ヲナス時ハ併テ左ノ事項ヲ報告スベシ

- 一、害蟲ノ種類及方言
- 二、害蟲發生又ハ發生ノ虞アル町村(大字)名並驅除豫防ヲ施行スベキ期限
- 三、被害農作物ノ種類及被害見積反別

四、被害ノ狀況

第四條 本則第一條ニ列記セザル蟲類若シクハ昆蟲以外ノ動物ニシテ農作物ヲ害シタル時又ハ害スルノ虞アル時ハ町村長ハ郡長ニ郡市長ハ知事ニ急報スベシ

第五條 害蟲驅除豫防法第三條ニヨリ驅除豫防施行ノ命令ヲ發シタル時ハ郡市長ハ直チニ町村長ニ町村長ハ直チニ當該作人ニ傳令シ指揮監督シテ驅除豫防ヲ行ハシムベシ前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサル時ハ郡長ハ直チニ町村長ニ傳令シ町村費ヲ以テ之ヲ行ハシメ市長ハ市費ヲ以テ之ヲ行ヒ其ノ費用ハ害蟲驅除豫防法第三條第二項ニヨリ當該作人ヨリ徵收スベシ

第六條 害蟲蔓延シタル時又ハ蔓延ノ兆アル時若シクハ害蟲田畑以外ノ地ニ發生シタル時又ハ發生ノ虞アル時ハ町村長ハ郡長ニ郡市長ハ知事ニ本則第三條ノ事項ヲ具シ急報スベシ

第七條 前條ノ場合ニ當リ驅除豫防施行ノ命令ヲ發シタル時ハ郡長ハ町村長ニ傳令シ町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行ハシメ市長ハ市費ヲ以テ之ヲ行フベシ

第八條 本則第六條ノ場合ニ於テ夫役ヲ賦課スルノ必要アリト認ムル時ハ郡市長ハ豫メ賦課ノ區並ニ課率ヲ定メ具申スベシ

第九條 害蟲驅除豫防法第六條ニヨリ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物莖稈刈株雜草ヲ拔棄テ若シクハ燒棄スル必要アリト認タル時ハ郡市長ハ直チニ知事ニ具申スベシ

第十條 害蟲一町村以上ニ蔓延シタル時又ハ蔓延ノ兆アル時ハ郡長ハ隣接町村ヲシテ同時ニ驅除豫防ヲ行ハシム

ヘシ

第十一條 害蟲驅除豫防施行期間ノ狀況ハ町村長ヨリ郡長ニ郡市長ニ郡市長ヨリ知事ニ毎日報告スヘシ

第十二條 毎年度ニ於テ市町費ヲ以テ施行シタル害蟲驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ來式ニヨリ町村長ハ翌年四月

十日限リ郡長ニ郡市長ハ全月十五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

害蟲驅除豫防報告樣式 (各害蟲ニ就キ區分スヘシ)

市町村名	被害大 字ノ數	全上農作 物ノ種類	全上見 積反別	此ノ平 年收穫高	被害ニ就 キ見積リ	驅除豫防 ニ係ル市 町村費	全上夫役 ノ類	全上郡費 補助額	全上縣稅 補助額
計									

第十三條 此ノ規則ハ發令ノ月ヨリ施行ス

害蟲名害蟲驅除豫防方法

(三十五年十月長野縣訓令第八十二號)

明治二十九年六月縣令第三十七號害蟲驅除豫防法施行規則第一條ノ害蟲驅除豫防方法左ノ如シ

一、螟蟲

一、燈火誘殺法ヲ行フヘシ

二、捕殺法ヲ行フヘシ

三、摘採法ヲ行フヘシ

四、被害藪ハ土際ヨリ刈取り密藏若シクハ壓潰スヘシ

五、被害甚ダシキ所ハ灌水誘殺法若クハ根株ヲ掘り採り焼却又ハ密藏スヘシ

二、浮塵子

一、油殺法ヲ行フヘシ（日中反當壹升五合乃至極限二升）

二、捕殺法ニヨリ成蟲幼蟲ヲ驅除スヘシ

三、泥負蟲

一、捕殺法ニヨリ成蟲幼蟲ヲ殺スヘシ

四、苞蟲

一、捕殺法ニヨリ成蟲及幼蟲ヲ殺スヘシ

五、葉捲蟲

一、細キ竹竿ヲ以テ稻葉ヲ拂ヒ打殺スヘシ

二、燈火誘殺法ヲ行フヘシ

六、蝗蟲

一、代掻ノ際卵塊ヲ採集潰殺スヘシ

二、捕殺法ニヨリ成蟲及幼蟲ヲ殺スヘシ

七、青蟲

一、燈火誘殺ヲ行フヘシ

二、徐々ニ水ヲ湛ヘ葉先ニ匍ヒ出ヅルヲ機トシ掬ヒ取ル可シ

三、急激ニ水ヲ増シ溺殺法ヲ行フヘシ

八、地蠶……………「ヨトウ」

一、糖蜜誘殺法ヲ行フヘシ

二、畑ノ周圍ニ溝ヲ掘リ尙溝ノ中ニハ凹キ處ヲ設ケ蔓延ヲ防ギ陷落セシメテ殺スヘシ

三、日没後捕殺法ヲ行フヘシ

九、金龜子

一、早朝若クハ雨后成蟲ヲ搖リ落シ集殺スヘシ

二、燈火誘殺ヲ行フヘシ

三、幼蟲ヲ掘リ出シテ殺スヘシ

一〇、蛭蝨「ケムシ」

一、採卵法ヲ行フヘシ

二、群集セル幼蟲ヲ驅除スヘシ

三、捕殺法ヲ行フヘシ

一一、天牛「カミキリ」

一、成蟲捕殺スヘシ

二、産卵セシ場所ヲ探知シ潰殺スヘシ

一二、桑尺蠖

一、缺ヲ以テ幼蟲ヲ截殺スヘシ

二、採卵法ヲ行フヘシ

三、黒色ニ化シ斃シタル者ハ其ノ儘ニナシ置クヘシ

一三、象蟲

一、成蟲ヲ捕殺スヘシ

二、油殺法ヲ行フヘシ

一四、蚜蟲

一、驅除劑ヲ以テ驅除スヘシ

一五、蛭蟪(ナメクシ)

一、濡廷、米糠、馬鈴薯、青草等ヲ堆積シ誘致スヘシ

二、冬季耕勸法ニヨリ凍殺セシム

三、石灰木灰煤等ヲ根ノ周邊ニ厚ク蒔キ豫防スヘシ

一六、桑葉甲蟲

一、捕殺スヘシ

二、石油ト水トヲ入レタル器中ニ拂ヒ落スヘシ

一七、桑葉捲蟲

一、青葉ノ枯縮セルモノヲ目標トシ幼蟲ヲ捕殺スヘシ

二、成蟲ハ燈火誘殺法ニテ誘殺スヘシ

狩獵法施行規則拔萃（四十一年九月二十四日改正）

第二十七條 左に掲ぐる鳥類を捕獲する事を禁ず

一 虎 鰯	トラツグミ	一 赤 腹	アカハラ	一 眉 白	マミシロ	一 黒 鰯	クロツグミ	一 駒 鳥	コマドリ
一 赤 鰯	アカヒゲ	一 野 駒	ノゴマ	一 瑠 璃	ルリ	一 磯 鰯	イソヒヨドリ	一 河 鳥	カハガラス
一 岩 鰯	ユワヒバリ	一 茅 潛	カヤクグリ	一 鵲	ヒタキ	一 麥 蒔	ムギマキ	一 眼 黒	メグロ
一 三 光 鳥	サンクラウツフ	一 繡 眼 兒	メシロ	一 鶯	ウグヒス	一 蟲 喰	ムシクヒ	一 葦 雀	アシキリ
一 先 入	センニツ	一 雪 加	セツカ	一 菊 戴	キクイタダキ	一 山 雀	ヤマガラ	一 小 雀	コガラ
一 日 雀	ヒガラ	一 四十雀	シシフガラ	一 五十雀	ゴシフガラ	一 柄 長	エナガ	一 鵜 鶯	ミソサザイ
一 木 走	キバシリ	一 山 椒 喰	サンセウクヒ	一 棕 鳥	ムクドリ	一 連 雀	レンシヤク	一 鶴 鵠	セキレイ
一 木 鵲	ヒンズイ	一 田 鵲	タヒバリ	一 雲 雀	ヒバリ	一 燕	ツバメ	一 雨 燕	アマツバメ
一 啄 木 鳥	キツツキ	一 杜 鵑	ホトトギス	一 郭 公	クワクコウ	一 筒 鳥	ツツドリ	一 蚊 母 鳥	ヨダカ

一 鷗 ミミズク

一 鷗 フクロウ

一 鷗 トビ

一 鷗 ノスリ

一 鷗 ツル

一 鷗 コウノトリ

一 朱鷺 トキ

一 鷗 ヘラサギ

一 鷗 カモメ

一 鷗 アササギ

一 海雀 ウミスズメ

一 善知鳥 ウトウ

一 阿比 アビ

一 雷鳥 ライテウ

第二十八條

左に掲ぐる鳥類は三月一日より十月三十一日まで捕獲するふとを禁ず

一 雉 キジ

一 鷗 ヤマドリ

第二十九條

左に掲ぐる鳥類は四月十六日より十月十六日まで(北海道に於ては九月十四日まで)捕獲するふとを

禁ず但し放鷹を以て鷺、小鷺、中鷺、鶯、鵲、秧鷄を捕獲するは此の限りにあらず

一 鷗 ヨドリ

一 鷗 モズ

一 鷗 ウスラ

一 鷗 ハト

一 鷗 シギ

一 鷗 セウゼウサギ

一 小鷺 コサギ

一 中鷺 チウサギ

一 雁 ガン

一 鷗 カモ

一 鷗 ベン

一 秋鷄 クヒナ

一 大鷺 ダイサギ

一 松鷄 エゾヤマドリ

農商務省令第十四號

狩獵法施行規則中左の通り改正す

明治四十五年五月四日

農商務大臣 男爵 牧野 伸 顯

第二十七條中「雷鳥」の下「水風鳥」を加ふ

大正五年四月二十日印刷

大正五年四月廿三日發行

長野縣立農事試驗場

長野縣長野市問御所町六七番地

印刷所 松木保三郎

D

2-3

540